

モザンビーク国
除隊兵士再定住地域村落開発計画調査
事前調査報告書

平成 12 年 4 月

国際協力事業団

序 文

日本国政府は、モザンビーク共和国政府の要請に基づき、同国の除隊兵士及び元南アフリカ鉱山労働者等再定住地域の村落開発に係る調査を実施することを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施することとなりました。

当事業団からは、本格調査に先立ち、本格調査の円滑で効率的な実施を図るため、平成12年1月30日から2月12日まで14日間にわたり、当事業団農林水産開発調査部農業開発調査課課長代理 三次啓都を団長とする事前調査団を現地に派遣しました。

同調査団は、モザンビーク共和国政府関係者との協議並びに現地調査を行い、要請背景・内容等を確認し、本格調査に関する実施細則(S / W)に署名しました。

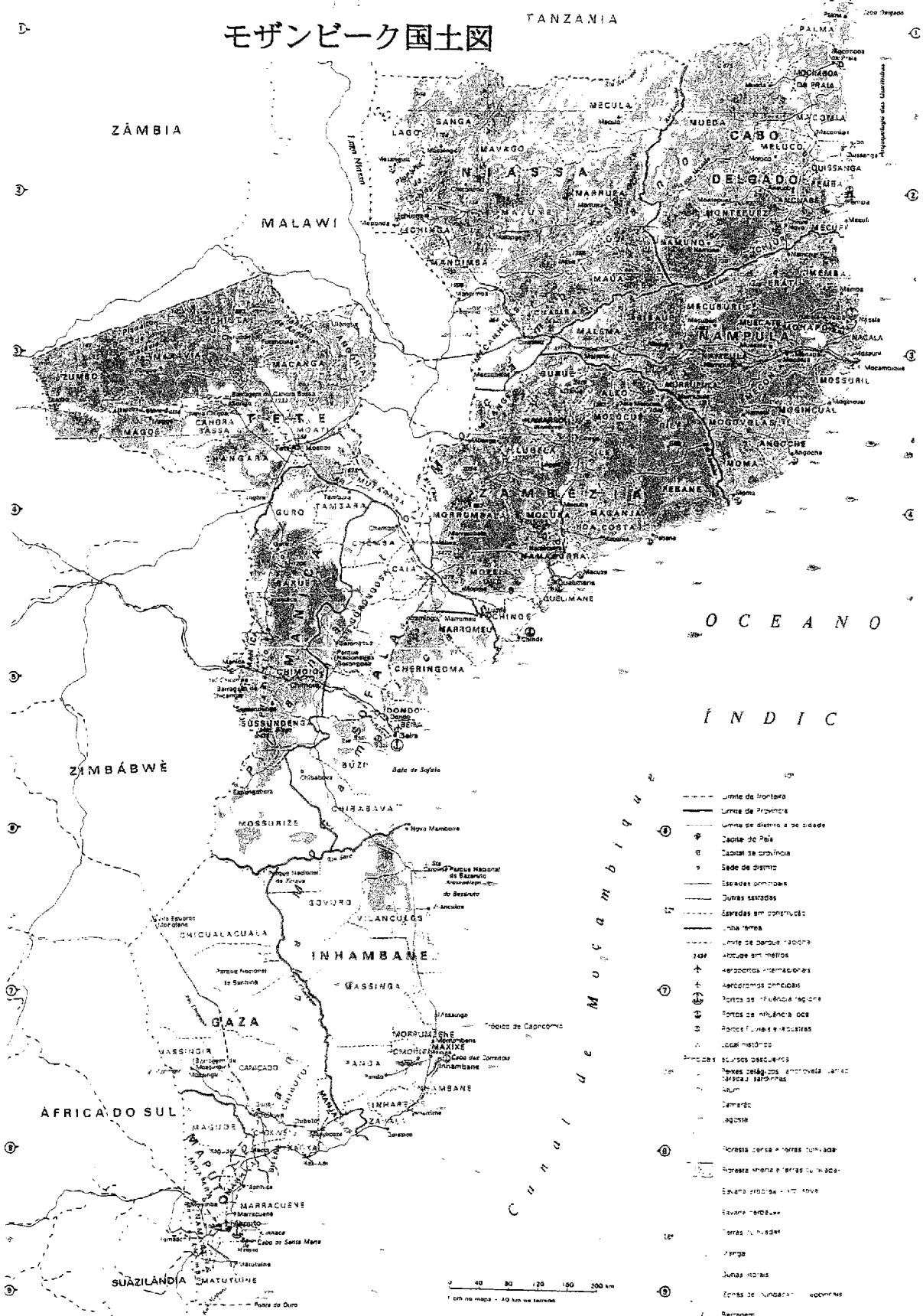
本調査報告書は、本格調査実施に向け、参考資料として広く関係者に活用されることを願い、取りまとめたものです。

終わりに、本調査にご協力とご支援を頂いた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成12年4月

国際協力事業団
理事 後藤 洋

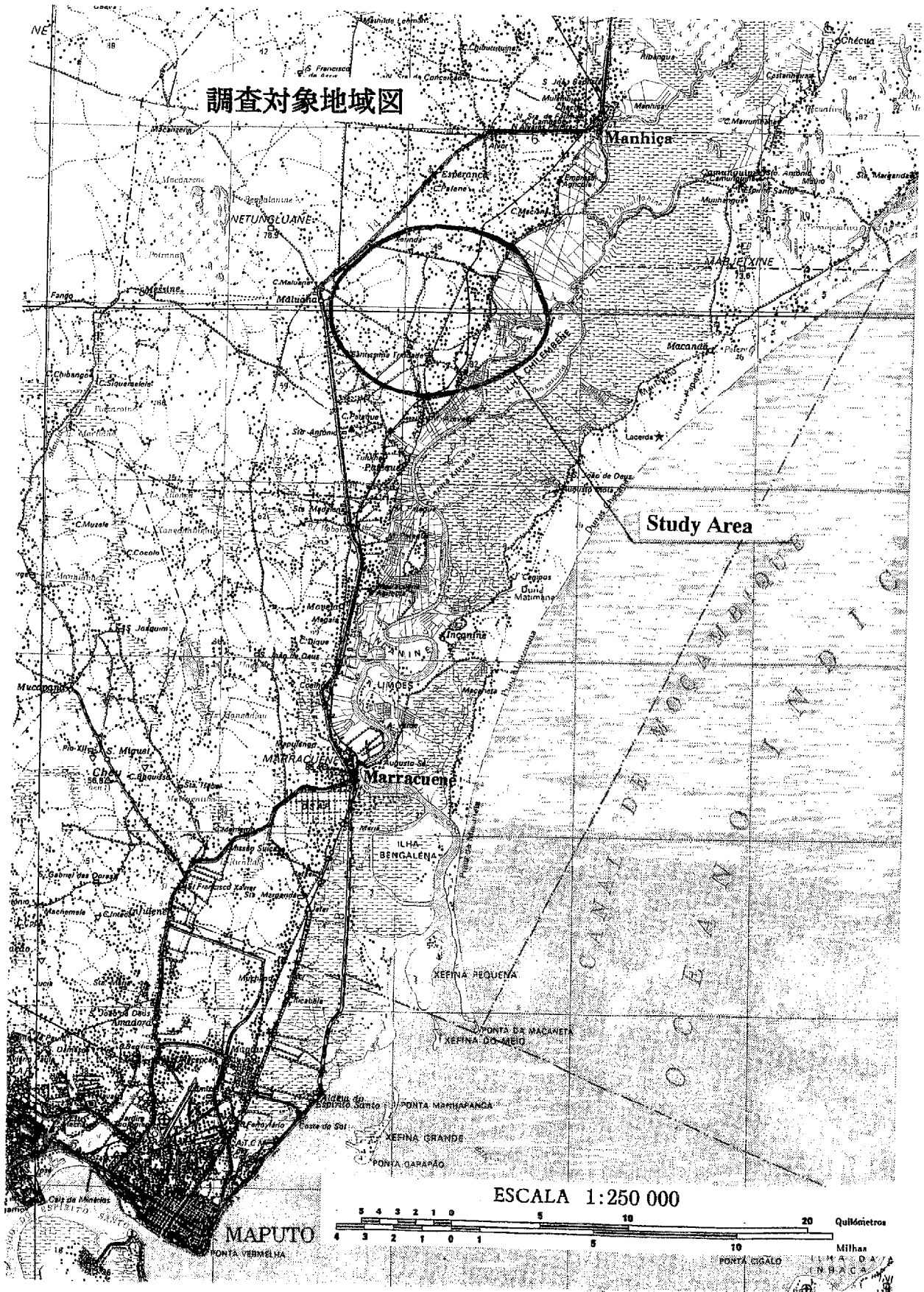
モザンビーク国土図



- Limite de fronteira
- Limite de Província
- Limite de distrito e de cidade
- ☉ Capital de País
- ⊙ Capital de província
- ⊙ Sede de distrito
- Escolas primárias
- Escolas secundárias
- Limite de parque nacional
- Altitude em metros
- ✈ Aeroportos internacionais
- ✈ Aeroportos locais
- ⚓ Portos de influência regional
- ⚓ Portos de influência oceânica
- ⚓ Portos fluviais e lacustres
- ⊙ Local histórico
- Estradas
- Estradas descalças
- Pontes de ligação com o exterior
- Pontes de ligação com o interior
- Estrada principal - 1ª. classe
- Estrada secundária
- Terras cultivadas
- Floresta
- Junais habitadas
- Zonas de inundação - estacionais
- Barragem

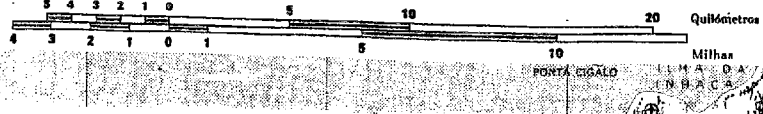
0 40 80 120 160 200 km
1 cm no mapa = 40 km no terreno

調査対象地域図



Study Area

ESCALA 1:250 000



MAPUTO



2月3日
ムングイネ連合組合との
ミーティング



2月5日
組合インタビュー
左側：ムングイネ連合組合
の会長 Mr.Natusse 53歳



2月5日
女性インタビュー状況



2月3日
ムングイネ低地部にある浅
井戸（深度約1m）
塩気なし 褐色 飲料用水



2月3日
ムングイネ低地部小川での
洗濯



2月3日
ムングイネ低地部灌漑地域
バナナ畑 約2ha



2月3日
排水路設備状況
ドイツのNGO支援



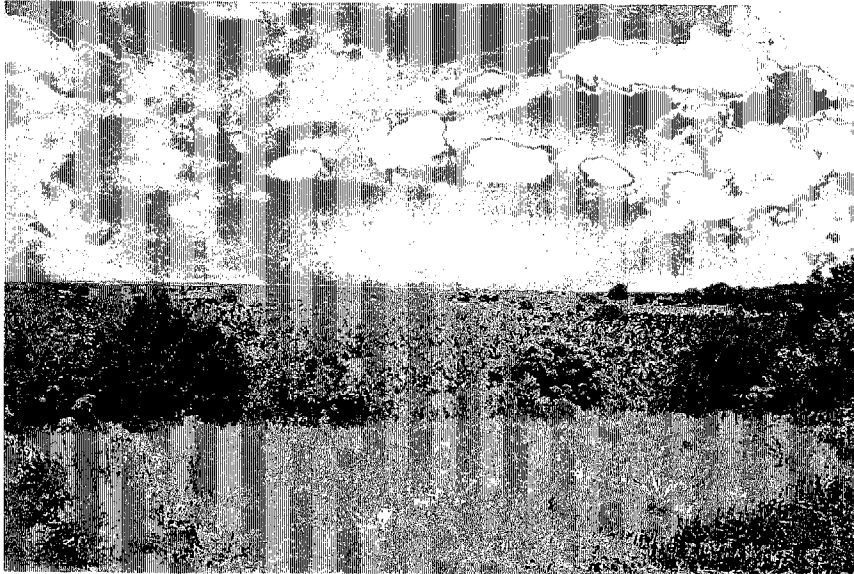
2月5日
ムングイネ村へ向う 村道



2月1日
労働省雇用促進局協議



2月8日
S/W、M/Mの署名を完了



2月3日
ムングイネ村低地部を臨む



2月21日
サイクロンの影響による洪水後のムングイネ村低地部

略語集

AFROVITA ローカルの地雷除去企業
AGM (Anti Group Mine) 殺傷能力の高い空中炸裂・破壊型地雷
AMRU (Associacao Mozambicana para Desenvolvimento da Mulher Rural) 農村女性開発協会
ATAP (Associacoes dos Tecnicos Agro-Pecuario) ローカルNGO
CCF (Cease-Fire Commission)
CIDA (Canadian International Development Agency) カナダ国際開発庁
CIDC (the Canadian International Demining Center) カナダ地雷除去センター
CND (National Demining Commission) 地雷除去委員会
CORE (Reintegration Commission)
CSC (The Commission for Supervision and Control)
DINAGECA (Direccao Nacional de Geografia e Cadastro) 農業農村開発省国家地理登記局
FAM (Mozambican Armed Force)
FRELIMO (Frente Libertacao de Mozambique) モザンビーク解放戦線
GPA (General Peace Agreement) 和平協定
GTZ (Deutsche Gesellschaft Fur Technische Zusammenarbeit) ドイツ技術協力公社
IDPs (Internal Displaced Persons) 国内被災民
ILO (International Labour Organization) 国際労働機関
IMO (International Migration Office)
INAME (Instituto Nacional de Apoio aos Mozambicanos Emigrantes) 移民援助院
IND (National Mine Clearance Institute=Instituto Nacional de Desminagem) 地雷除去院
INDER (Instituto de Desenvolvimento Rural) 農村開発院(現在は農業農村開発省に統合)
INIA (Instituto Naional de Investigacao Agricola) モザンビーク国立農業研究所
INME (Institute National) 気象院
NAR (Nucleo de Apoio aos Refugiados) 難民支援局
NRA (National Road Administration) モザンビーク国家道路管理局
OAU (Organization of African Unity) アフリカ統一機構
PKO (Peace Keeping Operations) 平和維持活動
PROAGRI (National Program for Agrarian Development) モザンビーク国家農業開発計画
RENAMO (Resistencia nacional Mozambicana) モザンビーク民族抵抗運動
TU (the Technical Unit to assist the Special Representative in the implementation of the demobilization programme) 動員解除プログラム実施のための特別代表を支援する技術ユ

ニット

UN / ADP (United Nations Accelerated Demining Programme) 国連地雷除去機構

UNAC (Uniao Nacional de Camponeses) 国家農民連合

UNHCR (United Nations High Commissioner for Refugees) 国連難民高等弁務官事務所

UNICEF (United Nations Children's Fund) 国連児童基金

UNDP (United Nations Development Programme) 国連開発計画

UNOCHA (United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs) 国連人道支援
調査室

UNOMOZ (又は ONUMOZ) (United Nations Operation in Mozambique) 国連モザンビーク活
動

UXO (Unexploded Ordnance) 不発弾

WFP (World Food Programme) 世界食糧計画

WHO (World Health Organization) 世界保健機構

目 次

序 文
地 図
写 真
略 語 集

第1章	事前調査の概要	3
1 - 1	調査名及び先方実施機関名	3
1 - 2	要請の背景及び経緯	3
1 - 3	事前調査の目的	3
1 - 4	調査団の構成	4
1 - 5	調査日程	5
1 - 6	主要面談者	6
第2章	本格調査の方向性	11
2 - 1	本格調査の概念	11
2 - 2	各調査担当分野から見た本格調査実施上の留意点	14
第3章	事前調査結果	25
3 - 1	協議概要	25
3 - 2	主要確認事項	27
3 - 3	各分野の調査結果	30
3 - 3 - 1	内戦後の復興及び除隊兵士、元南ア鉱山労働者等を取り巻く状況	30
3 - 3 - 2	調査に係る行政機関等(国、州、郡、地域住民組織)	39
3 - 3 - 3	地域社会	44
3 - 3 - 4	農業・生活基盤	55
3 - 3 - 5	営農・流通	58
3 - 3 - 6	地雷関連情報	66
付属資料		
資料1	収集資料リスト	75
資料2	訪問先面談記録	77

資料3	要請書(T / R)	103
資料4	実施細則(S / W)	123
資料5	協議議事録(M / M)	129

第 1 章 事前調査の概要

第 1 章 事前調査の概要

1 - 1 調査名及び先方実施機関名

(1) 調査名

和文：モザンビーク国除隊兵士再定住地域村落開発計画調査

英文：The Study on the Development of the Resettlement Area for Demobilized Soldiers and Mine Labors from South Africa in the Republic of Mozambique

(2) 実施機関名

和文：労働省雇用促進局

英文：Department of Job Promotion, Ministry of Labor

(ポルトガル語：Gabinete de Promocao de Emprego-GPE, Ministerio do Trabalho)

1 - 2 要請の背景及び経緯

モ国の農業は、内戦激化以前の1980年代には80%以上の雇用を生み、GDPの40～65%を占める最も重要な産業であった。農業就業人口は1965年87%～1992年85%と依然高いものの、内戦により農業基盤の破壊と荒廃が進んだことにより農業生産性が低下し、1994年以降GDPの30%台に低下している。また近年では、元兵士や南アフリカの元鉱山労働者が大量に流入しており、彼らの地方定住化を促進し都市人口増加を抑制することも課題となっている。

これに対し、モ国政府は、移住者を地方農村において農業及び関連産業に従事させることで、移住者の農村への定住化を図るとともに農業生産の増加による食糧自給を図り、将来は余剰農産物の加工等新たな産業の振興もめざしている。

しかしながら、地方農村の農業及び生活基盤の整備不足と移住者の農業に関する知識・技術の不足等により、定住化も食糧増産も進んでいない。また、移住者と地元農民との間の、土地・水資源分配をめぐる経済・社会的摩擦による生活の不安定さも懸念される。

このような背景から、移住者の割合が多く、灌漑及び生活のための水源確保の可能性が見込まれるなど開発のポテンシャルが高く、かつ首都近郊にあり村落開発による定住化のモデル地域として展示効果も高い対象地区における開発計画策定が我が国に対して要請された。

1 - 3 事前調査の目的

要請背景及び調査関連の周辺状況を、関係諸機関との協議及び予定対象地域の視察を通じて把

握・確認する。これに基づき、実施調査の目的、対象地域、調査内容等を先方調査実施機関である労働省をはじめとする関係機関と協議し、調査実施細則 S / W として合意、署名交換する。あわせて、実施調査に必要な情報を収集する。

1-4 調査団の構成

	氏名 Member	担当業務 Assignment	所属 Organization
1	三次 啓都 MITSUGI Hiroto	総括 Leader	国際協力事業団 農林水産開発調査部 農業開発調査課 課長代理 Deputy Director, Agricultural Development Study Division Agriculture, Forestry and Fisheries Development Study Department Japan International Cooperation Agency
2	小向 絵理 KOMUKAI Eri	復興支援・定住 計画 Resettlement and Reconstruction	国際協力事業団 企画・評価部 環境・女性課 Associate Specialist (Peace Building) Global Issues Division, Planning and Evaluation Department, Japan International Cooperation Agency
3	竹森 英治 TAKEMORI Eiji	地域社会 Rural community	国際航業株式会社 新事業開発本部 国際事業部 部長 Manager, International Division, New Project Operations Department, Kokusai Kogyo Co.,Ltd.
4	加藤 孝 KATO Takashi	農業基盤整備 Agricultural Infrastructure	農林水産省 構造改善局 建設部 設計課 海外土地改良技術室 海外技術調査係長 Chief, Overseas Land Improvement Cooperation Office, Design Division, Construction Department, Structural Improvement Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
5	立石 修 TATEISHI Osamu	営農・流通 Farming and Marketing	農林水産省 農産園芸局 果樹花き課 Fruit and Flower Division, Agricultural Production Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
6	加藤 憲一 KATO Kenichi	調査企画 Project Planning	国際協力事業団 農林水産開発調査部 農業開発調査課 Officer, Agricultural Development Study Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Development Study Department Japan International Cooperation Agency
7	松尾ミチコ MATSUO Mitico	通訳 Interpreter	財団法人日本国際協力センター Japan International Cooperation Centre

1-5 調査日程

順	月日	曜	日程	宿泊
1	1月30日	日	移動(東京 17:45CX505→香港 21:45、23:50CX749)	機中
2	1月31日	月	移動(→ヨハネスブルグ 06:40) 在南ア日本国大使館表敬、JICA南ア事務所との事前打合せ	ヨハネスブルグ
3	2月1日	火	移動(ヨハネスブルグ 08:30TM300→マプト 09:25) 高橋南ア JICA 所長同行~2/3 労働省表敬・協議、農業地域開発省農業水利局・地理登記局表敬・打合せ	マプト
4	2月2日	水	労働省にてS/W協議 在マプト日本国大使館との打合せ マプト州計画基盤サービス局	マプト
5	2月3日	木	現地調査(ムンゲイネ村、Association、調査対象予定地区)	マプト
6	2月4日	金	A: NGO(AMRU)、マプト州農業農村開発局、UNDP、EU、南ア大使館、労働省移民局 B: ホアネ農業研究所、ロウマルシユス工場、マニ行政区、同農業農村開発局 C: マプト州公共事業住宅局、マプト州農業農村開発局、国家農民連合UNAC、運輸通信省気象庁、農業農村開発省農業水利局、元農村開発院 INDER、NGO(PROLIDE)	マプト
7	2月5日	土	A: ムンゲイネ村、NGOs(ATAP、Terra des Hommes)聞き取り B: 灌漑事業地区視察、同区アソシエーション聞き取り C: ムンゲイネ村(集団、個別インタビュー)	マプト
8	2月6日	日	調査方針打合せ、M/M案作成	マプト
9	2月7日	月	S/W協議、(一部、地雷委員会、WFP、UNHCR、INAME 訪問)	マプト
10	2月8日	火	外務協力省表敬(一部、カナダ地雷除去センター、農機販売店訪問) S/W及びM/M署名	マプト
11	2月9日	水	移動(マプト 15:20SA145→ヨハネ 16:15)、JICA 南ア事務所に結果報告	フレトリア/マプト
12	2月10日	木	在南ア日本国大使館に結果報告	フレトリア
13	2月11日	金	移動(マプト 11:30SA143→ヨハネ 12:25)	機中
14	2月12日	土	移動(香港 12:15→15:12CX500→東京 20:00)	

(注) 復興支援・定住計画団員は別件業務のため2月8日以降別行動

10	2月8日	火	移動(マプト 06:30TM301→ヨハネスブルグ→)	機中
11	2月9日	水	移動(→経由地→東京)	

1 - 6 主要面談者

[毛国側]

Ministry of Labor

H.E.Mr. Mario Lampiao Sevene Minister

Department of Job Promotion (TEL.430456 FAX.303125)

Mr. Alberto Zaqueu Jamice Director General

Mr. Joseph Fayia Bimba International Agricultural Consultant

Mr. Joao Ubisse Technician for job promotion

Ministry of Foreign Affairs and Cooperation (TEL.490629 FAX.494070)

Asia and Oceania Division

Mr. Artur J. Jamo Deputy Director

Mr. Hermenegildo J. Caetano First Secretary

Mr. OYAMA Kazuyoshi Development Planning Adviser (JICA 派遣専門家)

Mr. Lindo Gavicho Assistant for Expert

Ministry of Agriculture and Rural Development

National Department for Agricultural Hydraulics (TEL.415103 FAX.415103)

Mr. Manuel Tinga Mangueze Chief

Mr. Aurelio A. Nhabetse Civil Engineer

National Department of Geography and Cadastre (TEL.421804 FAX.303505)

Mr. Tomas Bernardino National Director

Former INDER (TEL.418174 FAX.418292)

Mr. Gabriel Tembe Director for Coordination Programs

Provincial Government of Maputo

Mr. Daniel Jose M. Director Substitute, Department of Fiscal Planning

(TEL.721180)

Dr. Americo
Department of Agriculture and Rural Development
(TEL.400734 FAX.403406)

Boane Agricultural Institute-Umbeduze Agricultural School (TEL.770006)

Mr. Sebastiao Matimber Teacher for Extension Worker

Mr. Jose Felix Machava Teacher for Livestock

District Government of Manhica (TEL.810154)

Mr. Daniel Alfredo Muyanga Administrator

Mr. Jose Baptista Manuesse Director, Department of Agriculture and Rural Development

Mr. Manuel T. Hanguenze Technician in Munguine, National Directorate of Water Resource

Munguine Locality, and Association and Cooperative Union of Munguine

Mr. Joaquin Sozinho Matusse President of the Union of Munguine Associations

Mr. Americo Nh. Honwawa President of the District Union of Farmers

Mr. Armando Antonio Zuana President of Cubomo Association

Mr. Armando Casimiro Changule President of Keneth Kaunda Cooperative

Mr. Fernando Antonio Nhaca Secretary of Pequenos Agricultores Association

Mr. Fernando Sauthe Rinindza Secretary of Bairro and member of Khokho Lweni Association

〔日本側〕

在南アフリカ共和国日本国大使館	大塚聖一 石塚勇人 土居陽子	公使 一等書記官 専門調査員
在モザンビーク共和国日本国大使館	長島浩平 渡辺登美	臨時代理大使 一等書記官
JICA 南アフリカ事務所	高橋嘉行 下平明子	所長 企画調査員

第2章 本格調査の方向性

第2章 本格調査の方向性

2 - 1 本格調査の概念

(1) 調査の概念

1) 開発コンポーネント

本格調査では、除隊兵士及び出稼ぎ労働者の定住促進に配慮した、地域住民の生計向上を目的とする。開発の主要コンポーネントとしては、地域住民の自立発展、高台での生活基盤整備、低地での農業生産基盤整備、が想定され、については地域住民主体型及び自治体を含む行政支援型の開発に類型されよう。

2) 事業化のめど

事業化についてはモ国政府の財政が期待できないことを考えると、地域住民の自立的な事業、我が国の草の根無償あるいはNGOの支援による事業が現実的であると考えられる。なお、一般無償については通常の事業規模を考慮すれば低地の一体整備ということになるが、住民の能力を考慮した場合、一体整備が妥当かどうか十分検討しなければならない。仮に一体整備を考慮した場合においても、低地約1,200ヘクタールでは2～3億円程度の事業規模と想定されるため、この場合高台の生活基盤を含めた事業とすることが必要であろう。

3) 計画レベル

先の開発コンポーネント及び事業化を考慮した場合、立案すべき計画は対象地域の自然的、社会的、経済的環境を概観した活動計画(Action Plan)、右計画に伴う生計分野、農業生産分野の実証調査の実施、及びこれらの結果を踏まえた簡易F/S(草の根無償、NGOの支援を想定した設計基準、地域住民の能力を勘案した技術評価、他の村落開発で行われているクレジット金利を想定した財務評価)が妥当と考えられる。なお、調査全体の概念図は図2 - 1を参照。

(2) 留意点

主要確認事項を踏まえ、調査の実施にあたっては以下の点に留意すること。

- 1) 村落共同体の構造及び利用可能資源の把握
- 2) ジェンダー配慮(特に女性戸主の就業と生活)
- 3) 農業組合を軸とした住民参加及びローカルNGOとの連携
- 4) 関係行政機関との調整、特にマニサ郡の積極的関与
- 5) 生計向上、排水及び農業生産に関する実証事業を通じた、住民への技術移転(営農、栽培、その他経済活動)

開発の動機づけ

市場、行政とのネットワークの形成

6) 住民の能力に応じた計画の立案

Conceptual Framework of the Study

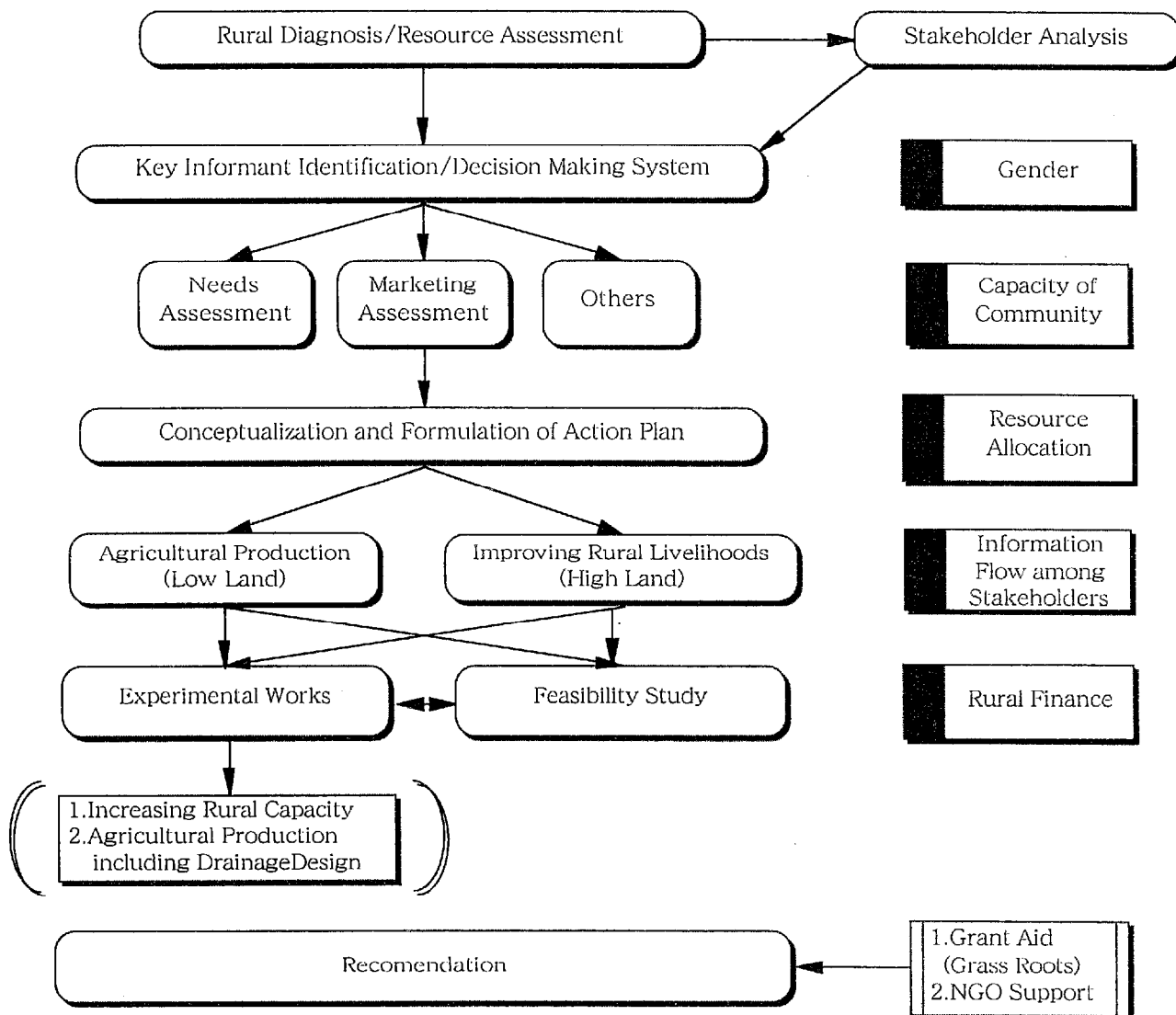


図 2 - 1 本格調査の流れ

2 - 2 各調査担当分野から見た本格調査実施上の留意点

2 - 2 - 1 復興支援・定住計画

(1) 農村開発と再定住の関係

モ国において、制度的な意味での除隊及び除隊兵士の再統合、難民の帰還はほぼ終了しているともみなしてよいが、彼らが村落に定住し、生活の基盤をそこに置いているという理想からは程遠い。除隊兵士、元鉱山労働者、帰還民を含む大量のモ国人が、多くは経済的な理由により、村落に戻らずマプト周辺に滞留していたり、あるいは地方からマプトへ流入したりしており、都市の人口集中及び高い失業率、農村の過疎化が大きな問題となっている。本調査対象地を含む南部地域においてよりその傾向が強く、村落で農業を営むのではなく即現金収入につながる職に就きたい人が地方から都市へ流入している。

対象地域においては、戦災未亡人や独身者も多いうえ、結婚していても男性がマプトに出稼ぎに行き、週末や月末あるいは年に数度村に戻るだけで、生活のほとんどをマプトで送っているケースも散見され、女性世帯主や実質的に女性のみで農業を営んでいるケースも多く存在し、労働力の不足が生産性の低さの1つの原因となっている¹⁾。このような状況を改善するために、農村開発によって過疎化を防止し、マプトで溢れている過剰人口を吸収することが本調査の主要な目的の1つとなると考えられるので、これを十分認識したうえで本格調査を進めることが重要である。

(2) 土地所有形態 / コミュニティー形成

モ国は植民地時代、社会主義時代、内戦を経てきたことが背景となり、土地管理やコミュニティ形成は地域によって様々な形態が混在している。また、中央及び地方行政、村落レベルの行政機能が脆弱であったり、それら各レベルの行政とコミュニティの間の情報交換や意思疎通が十分に行われていない例も散見された。また、コミュニティが伝統的なものでなく、外側から形成されたものである場合や、内戦中、内戦後に激しい人の移動を経験している場合には、コミュニティそのものが脆弱だったり、構成が偏っていたりするという問題もある。本格調査にあたっては、コミュニティの形成背景や土地所有の実情、行政が定める村とコミュニティの関係、コミュニティの代表者等、コミュニティを生活面と制度面の両方から再度精査し、それらの情報分析に従って、調査を進めることが必要である。

(3) 地域における裨益効果の配慮

対象地域はマニサ郡マルアナ村とムングイネ村としているが、本調査の裨益効果がコミュ

¹⁾ 村人及び AMRU 聞き取り

ニティー、ジェンダー、出自等の差異により偏りが出ないように計画立案し、住民へのアプローチを選択することが重要である。同時に、対象地域とその近隣地域の経済的及び社会的格差が拡大することで、地域に衝突の要因を生まないように十分に配慮する必要がある。そのためには、地域全体の現状及びコミュニティの関係、歴史的、政治的背景を調査分析すること、行政、コミュニティとコミュニケーションを緊密にし、十分な説明を行うことは不可欠であるが、計画立案にある程度の柔軟性をもたせることも検討するべきである。

(4) 政治動向

調査対象地はマプトに近いので、現政権の色が強いといわれている。新聞等の情報によれば、アメリカが今般実施された選挙に不正があったと発表し、野党がベイラにある支部に主要な人材を移動したとされている。モ国人と接していて感じた限りにおいては、今のところ紛争が再発する要因は積極的に見受けられないが、政治動向については継続して情報収集する必要がある。

(5) 災害復興

事前調査終了後、モ国は洪水による歴史的な大被害を受け、各国機関は資金拠出、物資供与、人材派遣等様々な緊急援助を行っている。我が国も70万ドルの緊急無償援助をこれまで実施しているほか、緊急救援物資の供与、緊急援助隊の派遣を行い、2000年4月には災害復興の企画調査員を派遣する予定である。また、3月上旬より、我が国を含むドナーを中心としたコア・グループによる会合が毎週開催され、復興再建支援のフレームワークづくりが開始され、5月3～4日には、ローマにおいて、復興再建支援の方向性を検討するため、緊急支援ドナー会合が行われる予定である(我が国からJICA1名を含む計4名が出席予定)。

本調査対象地域は、モ国内でも特に被害が大きかった地域であり、インフラ、農用地等の破壊状況を調査中である。本格調査にあたっては、被害状況の調査や調査開始時期の検討は不可欠であるが、上述復興再建支援のフレームワークとの関係を意識すると同時に、我が国の復興援助との緊密な調整を行うことで、本調査の成果が最大限となるよう計画、実施することが重要である。

2 - 2 - 2 地域社会

除隊兵士に関して、FRELIMO及びRENAMO両軍の除隊解除は、約10%程度の兵士(国軍として再編成)を残し1994年までにすべての解除を完了しており、現在ではモ国政府の除隊兵士としての取り扱いが減少している。また、除隊後の兵士は南アに出稼ぎに行き、帰還労働者と

なる場合も多い。

南アよりの帰還鉱山労働者の場合は、鉱山労働者だけでなく一般労働者として不法に出入りを繰り返しており、帰還鉱山労働者としての定義も低くなっている。また、調査対象地域の大半の農民男性は、出稼ぎ労働者として首都マプト近郊で働いており、週末又は月末に帰宅する生活形態を行っている者も多い。そのため、本件調査の課題である、「除隊兵士」「南ア帰還鉱山労働者」「難民等」を対象とする再定住は薄れているように感じられる。

本案件は、農村・農業振興による地域住民への雇用機会の増大、農村・農業インフラ整備による農村生活の安定と医療・教育環境の向上、及び営農技術の向上による食糧農産物の増産等を図る農村総合開発としての意味合いが高いように感じられる。そのため、農村総合開発計画の策定には、最低限の農村社会インフラ整備を行う必要があると思われる。

地域社会分野での留意事項は以下のとおり。

(1) 本件調査の裨益対象者

ムングイネ連合組合員にはマルアナ村の農民が含まれており、また、ムングイネ村の非加入組合村民を本件対象から除外することも困難である。そのため、ムングイネ村及びマルアナ村を対象として農村総合開発の策定を行う必要があり、本件プロジェクトの裨益対象者は、ムングイネ村民及びマルアナ村民をすべて含んでいる。裨益人口の合計は約1万5,000人～1万8,000人と推定される。

(2) 食糧自給への取り組み

調査対象地域であるムングイネ村低地部約1,200ヘクタールは、インコマティ川流域の肥沃な農業開発可能地帯であるにもかかわらず、灌漑・排水施設及び農道整備等の遅れから、実質的な耕作地(土地利用)は30%～40%程度(村人からの聞き取りによる数値)である。対象地域での農業開発は、高地部の砂質土壌地帯を除き、ムングイネ村低地部約1,200ヘクタールに絞って灌漑・排水、農道等の施設整備を行い、食糧農産物の増収を図る必要がある。

(3) 農家収入の増収への取り組み

食糧自給生産の見通しがつけば、換金作物(バナナ・野菜・豆類等)を導入栽培し流通システムの改善を行い、農家収入の増収を図るのが良策と思われる。

現在、低地部の南端において南ア支援による2ヘクタール程度灌漑地にバナナ栽培が行われており、生産されたバナナは、南アと販売契約ができているため安心して耕作できるが、将来的な農村発展のためには、独自の堅固なる農産物流通システムを構築する必要がある。

(4) 農民組合強化への取り組み

農産物流通システムの構築、営農技術の向上、農村生活環境の向上、及び農地所有形態の明瞭化等のために、農民組織の更なる強化を図らねばならない。農民組織強化のためには、集会所・情報管理通信施設の建設、活動車両の供与、及び農民組織運営の指導者が必要であると思われる。

(5) 医療・衛生・教育への取り組み

州保健局からの支援(医療スタッフの増加・巡回診療・助産施設等)が期待できない現状にあって、医療の改善にはマニサ市に通じる国道1号線までの村道整備(約10キロメートル)及び輸送手段(多目的救急車両)の導入により、患者を早期にマニサ市地方病院まで運ぶ方法が考えられる。

村内の衛生改善には、各集落ごとに共同給水施設(深井戸・太陽電池ポンプ・貯水タンク・共同給水栓等)を建設し給水事情の改善を図る。また、公共施設(学校・診療所・集会所等)にはトイレの設置が必要であろう。

農村生活の改善には学校教育の普及が不可欠であり、現在ある小学校の増設及び教育水準の向上を図る必要がある。農道整備と交通手段の改良により州教育局から教師の増員派遣が可能かどうか検討する必要がある。

(6) ジェンダー / WID への取り組み

調査対象地域では、女性の労働力に頼って農業が営まれており農業従事率が約80%以上となっている。また、女性は営農に限らず、家事・水くみ・子育て等、重要な仕事も担っている。すなわち、厳しい女性労働の解放(農業振興による)が当地域での貧困対策であり、農村開発の要点であると思われる。そのために、農民男性が当地で定着できる農業基盤の改良・整備、流通システムの改善、及び農業組合の強化等が必要となる。また、女性の生活改善意識の向上を図るため、女性を対象とした成人教育(公用語・営農・保健・衛生・洋裁・料理方法等)の実施も重要である。とにかく、女性に「人間らしい生活=長年の内戦による飢餓や恐怖からの解放及び歴史的・社会的段階にふさわしい社会生活を営むことを意味する」を考える時間的な余裕を与えない限り、ジェンダー / WID 問題に対処することができないのが当地域の現状となっている。

(7) 今後の本格調査のあり方

地域社会分野での本格調査は、調査対象地域の営農状況、農民組合の活動状況、及び女性を中心とした詳細なる生活実態調査を行い、女性労働の解放策を十分に検討すべきである。

また、未亡人・離婚者・夫が行方不明になっている者等に対する支援対策として、営農の補助策、農業外収入の増収策、及び栄養面を考慮した保健衛生の改善策等も検討する必要があると思われる。

2 - 2 - 3 農業基盤整備

(1) 自然条件

本件調査対象地域に係る自然条件等の基礎的データについては、第3章で詳細後述するようにある程度整っていることが把握できた。したがって、本格調査ではこれらのデータの再収集と信頼性を確認したうえで、精査・検討していく必要がある。調査専門分野としては、地形・地質、水文・水質等が想定される。

(2) 実施機関

本件調査は、労働省が直接的なC/P機関となるが、実質的には以下にあげた関係機関等との調整的役割を果たすこととなる。したがって、ワーキンググループ及びステアリングコミッティーを積極的に活動させ、効率的な計画策定が可能となるよう労働省に常に働きかけていくことが重要である。なお、各種計画と関連機関とは以下のとおりである。

- ・灌漑排水計画 / 営農栽培普及：農業農村開発省
- ・地域開発計画：大蔵計画省マプト州計画基盤サービス
- ・土地利用計画：国立農業研究所 (INIA)
- ・水利権調整：公共事業住宅省、インコマティ川流域管理委員会
- ・計画 / 事業推進：マプト州、マニサ郡

調査専門分野としては、灌漑排水 / 水管理、農村基盤整備、農民組織、営農栽培、事業制度調整等が想定される。

(3) 住民組織

ムングイネ村を中心とする連合組合は、南アの協力による灌漑施設を自ら維持管理し、また、村内の学校を住民参加型にて自ら建設する(資材は供与)など、組織そのものは機能しているといえる。しかしながら、本組織は土地の利用権を容易取得することができるということが動機となっていることから、今後、開発計画等を策定する際には、標記に十分に留意するとともに再建されたばかりの村、コミュニティであることを常に念頭に置いて調査を進めることが重要である。

また、村や組合は組織されたばかりであり、発展途上の段階にあるといえるため、当然のことながら、その能力の発展段階に適合した計画を策定することが重要である。このため

には、南アが協力実施した灌漑排水施設と10ヘクタールの圃場をリハビリして、実証調査(2作は最低必要)を行い、その発展段階を見極めたなかで適正な計画策定を実施することも、有効な方法の1つと考えられる。ただし、事前調査時点においては、安価な費用での実証調査が可能とも考えられたが、2000年2月の洪水被害により、当該施設が壊滅したとの報告もあるため、復旧の状況等を踏まえ、再度検討していく必要があると思われる。

(4) 事業化の方向性

農業農村整備に係る事業化の方向性については、以下のような方向性が考えられる。

- ・排水改良を中心とした灌漑排水事業及び農地排水事業(軽微な堤防改良含む)
- ・連絡道整備(約10km)と給水施設整備(5か所程度)

ただし、これらについては、特に農業生産基盤を中心として、決して近代的な施設の建設や大規模なシステムの構築を前提とした事業実施をめざすものではない。つまり、生産基盤整備計画策定については、全エリアを1つの灌漑排水システムとして計画するというものではなく、ある程度のエリアに区分けして小規模な単位でその灌漑排水システムが完結するというような計画策定が望ましいと考えられる。

(5) 行政と住民参加

開発計画や事業実施を推進し、持続的な発展を期待するためには、マニサ郡の普及員、組合及び地域住民の積極的参加が必要である。このためには、ワーキンググループを通じた開発計画への参加意識を醸成させるような配慮が必要である。そのためには、住民がワーキンググループに参加したことによって、それが現実のものになったという満足感を与えることが重要である。

また、予算や人事面においては、マニサ郡の総合調整の下に、各関連省庁の出先機関から州政府を通じた本省庁省に対する申請・協議が必要となる。このため、ワーキンググループの意思をいかにステアリングコミッティーに伝えていくかが大きな課題であり、本格調査においてはこれらを円滑に進められるような協力を調査のなかで行い、節目節目でそれをマネージしていくことも必要である。

(6) 洪水について

調査団が帰国してすぐに、50年に1度といわれる大雨による洪水があったとの報告があった。それによると、ムングイネ村の約1,200ヘクタールの耕作地が洪水により冠水し、バナナをはじめとする農作物の被害が報告されている。これらの原因は地形的に見ても、インコマティ川の氾濫の影響が大きいと思われるが、当然のことながら、モ国の財政等の事情

なども考慮すると50年確率での施設の計画・設計・施工は考えにくいものである。したがって、どの程度の確率での施設を考えていくかは今後の議論となろうが、いずれにしても、本調査対象地域の農地部分はインコマティ川沿いにあるため、若干の堤防改良を含む農地排水に留意した計画を立案する必要性がますます高まったといえる。また、地域住民の要望としても、排水問題に係る問題意識はますます高まっているのではないかと推察される。

2 - 2 - 4 営農・流通

(1) 生産基盤及び施設装備等

1) 対象地域の農業生産性を向上させるためには、低地帯の排水対策とインコマティ川からの水の流入を防止する整備は必須条件であると考えられる。整備規模をどの程度にするか本格調査で精査する必要がある。

2) 機械関係については、農民の維持管理、操作に関する技術力が極めて低いため、技術力の向上を行ったうえで、家畜による耕起等から始めても良いのではないかとと思われる。さらに、鍬や鎌等の農器具も不足していることから、初歩的な器具の整備、技術力を付けるための支援が必要である。

現在でも排水ポンプ等はあるものの故障したまま、野ざらしの状態である。これらの機械の有効利用のためにも、機械のメンテナンス技術の習得を支援することの検討も必要である。

3) 種子及び収穫物の貯蔵・保管施設の整備については、貯蔵・保管の重要性とその方法についての教育と現地の材料等を使った倉庫(高床式等)を住民で建設できるような技術支援と最低限の資材提供についての検討が必要である。

4) 労働条件の改善を図るためには、住居付近から低地帯までの通作時間を短縮することに加え、販売時の幹線国道や鉄道、マプト市までの最低限の運搬方法(トレーラーやトラック等)の確保が必要であるほか、運転技術や機械の運営管理システムづくりも同時に支援することも踏まえた検討が必要である。

5) 女性労働者が多く、生活関連に要する労働時間がかかりすぎることから、農作業に必要な労働時間が十分に確保できていないことから、水くみや家事労働等を低減できる環境づくりからの検討が必要と思われる。

(2) 人材育成と技術移転

1) 現在の地域リーダーについては、資機材、組合員等の数量管理や組織全体の経営感覚、指導力が十分でないように思える。

このため、数量管理や組織的な作付け、販売方法を検討できるリーダーの育成が必要と

思われる。

2) 女性労働者の割合が高く女性が実質的な農業の担い手であることから、生産力の向上には女性の能力アップが最も効果的ではないかと考えられる。

このため、女性基礎知識等を習得できるよう、ポアネ農業研究所等の既存機関を活用した人材育成プログラムを検討する必要がある。

また、研修に要する入学費や子供の保育費、生活費等の支援についても検討すべきである。

3) 技術指導については、短期的なものではなく、周年的かつ地元密着型の指導を実現するため、エクステンションワーカーの更なる活用方法の検討が必要である。

(3) 対象地域への導入作物の検討

1) 対象地域には、高地帯の砂地と低地帯の肥沃な土地があり、現在の栽培品目の生産性向上を図る方が良いのか、この地域に適した新しい有利作物の導入を考えた方が良いのかについて検討する必要がある。

この際、次の点に留意しつつ、慎重に作物選定を行うべきである。

- ・ 土壌分析による地力の確認(砂地の特性を逆に活用した有利作物等)
- ・ 土の保水性、地下水位等の自然条件に関する詳細なデータ収集
- ・ 対象地域における生産性(単収、歩留まり等)
- ・ モ国における経済性(販売単価、流通経費等)
- ・ 対象地域における保存性(貯蔵性や輸送性等)
- ・ 地元農家の技術力とこれに合わせた支援のあり方(ハード・ソフト両方)
- ・ 新たな作物導入による住血吸虫等の発生による生活環境の悪化の予測

等のほか、住民の意向等を踏まえ、慎重に決定する必要があると考えられる。

2) 本格調査等において、プロジェクトエリアへの有利作物の導入、技術普及等について詳細な調査が必要な場合、ポアネ農業研究所の教員たちが構成するコンサルタントグループを大いに活用することも視野に入れた取り組みが必要と考える。

(4) その他

事前調査団が帰国後、50年に1度という大雨により、対象地域が水没し、壊滅的被害を受けたとの情報があり、その後の状況が把握できておらず、我々が視察した時点とは大きく現状が変わっていることが予想されるため、本格調査においては、基本的なベースが変わっていることも視野に入れつつ調査願いたい。

第 3 章 事前調查結果

第3章 事前調査結果

3 - 1 協議概要

事前調査団は、2月1日にマプトに入り、同日から先方カウンターパート機関をはじめとする関係機関と協議したあと、通訳を含む7名の団員がそれぞれの担当分野の目的に合わせて2～3グループに分かれ現地踏査(対象地域視察、集団・個別聞き取り等)及び他省庁関係機関、国際機関等聞き取りを、2月7日まで実施した。

2月8日、これら一連の関係機関に対する聞き取りや関連施設、事業現場の視察を経て、再び全団員が参加し先方カウンターパート機関との協議をもち、それぞれの担当分野の調査結果を確認し、同日S/W及びM/Mの署名に至った。

2月10日、在南アフリカ共和国日本国大使館及びJICA南アフリカ事務所で調査結果の報告と、今後の本格調査について意見交換し、当初の目的を達成した。

主な確認事項は以下のとおり。詳細は、19頁以降の本文参照のこと。

(1) 上位計画、政策

除隊兵士、元南ア鉱山労働者、避難民の定住に関する上位計画は存在しないことを確認した。

(2) 調査目的

除隊兵士らの村への再統合はほぼ終了しつつあり、現時点では生計を向上させる村落開発、また村から首都や南アへの人口流出を防ぐための雇用創出が主な課題となりつつあることを確認した。結果、S/Wに記載した。

(3) 調査方針・内容

調査目的を達成するため、原要請の農業生産基盤である低平地に加え、生活基盤である高台の居住地域も調査対象とした。結果、S/Wに記載した。

(4) 調査期間、工程

生活基盤を調査対象に含めること、実証的調査も視野に入れることを勧告した結果18か月とし、S/Wに記載した。

(5) S / W、M / M の署名者

労働省が実施機関として、閣議での説明のほか、関係省庁、自治体等の調整を一元的に責任をもって行うことを確認した。したがって、署名者は労働省雇用促進局長とした。(過去、社会開発分野の2開発調査案件も実施機関の代表のみの署名である。)

(6) 本格調査に係る先方の義務

当方案のとおり合意し、S / Wに記載した。日本側から対象地域(ムンゲイネ村)での事務スペース確保について追加提案したところ、先方が了解したため併せてS / Wに記載した。

(7) 調査実施体制

調査実施上、農業農村開発省、州～郡政府、対象地域住民組合、他ドナー等との連携が重要と考えられる。そこで、技術的、行政的な支援を各方面から得るため、調査の方向性を議論するステアリングコミッティーと現場の問題点を議論するワーキンググループを設置することとした。ステアリングコミッティーは、関係省庁、州政府、他ドナー等から、またワーキンググループは地方行政区、村、共同体等からそれぞれ構成され、いずれも労働省が調整役となる。

結果、M / Mに記載した。

(8) 事業化

本件は、対象地域が比較的小さいことから大規模な事業化を前提とせず、地域住民の自立発展の方法と、それに対する関係行政の支援の方法を開発調査で提案し、将来的にはこれらの手法を他地区にも応用していく。

(9) 裨益対象者

当初要請書では、3,000人が対象とされていたが、これは組合に所属する家族数と判明した。調査対象を生活基盤を含めた2村にしたことから、現在のところ約1万5,000人が裨益対象と推定される。

(10) 移住者(除隊兵士、南アフリカから帰国した鉱山労働者)及び女性(戦争未亡人)

対象地域には除隊兵士、南アフリカ鉱山労働者ともに存在することを確認した。

また女性に関し、本地区では女性の割合が多いことが確認された。内戦の影響に加え様々な原因による未亡人も多く、その生計確保や生活改善等が今後の課題となる。

(11) 類似案件

出発前のガザ州シフト計画をモデルとして要請されたとの情報を受け現地で確認したところ、この案件は対象地域の一部で行われている南アフリカによるバナナ栽培・買い上げの援助と同じものと確認した。

ほかに、対象地域では、EU 資金を得た地元の NGO が農業機材供与や畜産振興を行っているが、いずれも日本の協力と競合するものではなく、むしろ調査結果の活用時に連携の可能性を確認した。

(12) カウンターパート研修

先方から要望が出されたため、現在考えられる研修内容を聞き取るとともに、日本側からカウンターパートの本邦研修の仕組みを説明した。結果、M / M に記載した。

(13) ファイナルレポートの公開

ファイナルレポートを一般公開することで合意し、結果を M / M に記載した。

3 - 2 主要確認事項

(1) 除隊兵士の再統合 (Re-integration of demobilized soldiers)

1992 年の和平以降、政府軍及び反政府軍は 1 つの軍隊に統合された後、動員解除及び帰還が開始された。除隊兵士の村落への再統合に関する政府レベルの政策、計画については存在せず、動員解除及び帰還については UNDP のイニシアティブによって行われた。帰還先は主に出身地である村落であり、除隊兵士と村落との統合は 1997 年においてほぼ 80% が達成され、現在の課題は統合された村落の開発としている。しかしながら、本調査対象地域においてもいまだ帰還していない除隊兵士がおり、また帰還後に出稼ぎに出てしまう者も存在する。したがって、村落の開発では除隊兵士がそこに定住できる環境を整えるという視点が必要である。

(2) 帰還鉱山労働者

南アフリカへの出稼ぎ鉱山労働者は 1962 年に締結された合意書に従ってモ国南部 3 州から派遣されてきた。しかしながら南ア国内の失業率増加も相まって、南ア政府は技能労働者以外の出稼ぎ雇用を中止する政策をとるようになった。このため南ア政府はモ国からの出稼ぎ労働者を暫時減少するとともに、彼らが自国で働けるよう主に民間資本による雇用対策を支援している。ちなみに調査対象地区では南アの援助によるバナナ栽培 (ポンプ、送電線含む) が行われているが、この援助も前述した雇用者対策の一環とのこと (在モザンビーク南ア大使

館聞き取り)。

(3) 村落共同体の変遷

従来、農村部の村落は近隣国と同様に村長を中心とした共同体が築かれており、植民地時代には村長が行政の末端となっていた。独立後の社会主義体制においては政府は土地を国有化し、共同体とは別の Political Unit の設置及び代表を任命した。その後内戦を経て、現在では、地域によって伝統的な村長、元 Political Unit の代表及び社会主義時代の集団農場を発展解消した農業組合 (Association) の長のいずれかが村落共同体を代表している。このため、村落開発を行う際には誰が村落を代表しているのか十分に見極めることが重要となる。本調査対象地区においては農業組合 (Association) の長が窓口となる。

(4) 調査対象地域

要請書に記載されていた調査対象地域(約 1,950 ヘクタール)は灌漑可能地域のみを示し、居住区は含まれていなかった。事前調査の結果、要請されている地域は低地の約 1,200 ヘクタール程度と見積もられ、同地域の土地利用権を所有する者は高台のムングイネ村及びマルアナ村(推定人口約 1 万 4,000 ~ 1 万 6,000 人、いずれもマニサ行政区所属)の住民であることが判明した。このため本件調査の対象地域としてムングイネ村及びマルアナ村を掲げ、さらに、高台においては生活基盤、低地においては農業生産基盤を基本とすることとした。

(5) 女性と土地

男性の内戦による兵隊への徴用、南アフリカ及び首都マプトへの出稼ぎ等によって、調査対象地域における男女比は 4 : 6 程度と見積られる(住民ヒアリング及び過去のセンサスからの推計等の結果)。このため、土地所有権の所有は女性が有しているケースが多く見られる(男性が出兵したため、残留した女性に使用権を与えた)。一方、女性人口が多いことは、生計手段(農業生産)への労働力の投入に限りがあることを示しており、このため家庭内労働の軽減による労働力の農業への振り替えや他の代替手段の導入などを考慮しなければならない。

(6) 地域住民の参加能力

現地調査でのインフォーマント及び住民インタビュー、男女別グループミーティング、活動状況視察の限りにおいては、調査対象地域の農業組合、あるいは集落の組織能力は高いことがうかがえる。例えば、彼ら自らが資金集めをし、現地の材料で作成したブロックを使い、小学校等を建設している。開発資金や営農技術が不足していることは否めないが、外部との交渉能力、内部での意思決定については決して遜色はないと思われる。

(7) 開発活動

先述した南アの支援、WFP による Food for Work、ATAP(ローカル NGO)による畜産普及活動が行われている。いずれも本調査と重複するものではなく、相互補完できる活動であると考えられる。なお、モ国では村落部の住民に対するクレジットを供与する制度がないため、他ドナーの村落開発においては、NGO が金融機関と住民との仲介役を務め、住民にクレジットの供与を行っている。本調査においてもクレジットの視点を含め、ローカル NGO の活用を考慮するべきであろう。

(8) 開発基盤整備

調査対象地区は旧灌漑地区である低地及び居住地区の高台に区分される。低地は水、土壌とも豊かであるが、排水不良のためわずかに全体の 10%程度しか利用されていない。技術的には排水対策を講じれば農業生産が高まると考えられる。一方、高台は居住区にもかかわらず飲料水等の生活基盤が脆弱であり、また砂質土壌が大半を占め農業生産には適さない。したがって、低地では農業基盤の整備を高台では生活基盤の整備を考慮することが妥当。当然のことながら各基盤整備については地域住民の技術、組織能力、ジェンダーの現状に呼应し、かつ適切な資源分配(既存の規範、必要であれば新たなルールづくり)が求められる。

(9) カウンターパート機関

労働省雇用促進局は国内の雇用創出を主な任務としているが、事業を直接実施できる機能、体制にはない。本調査における雇用促進局の役割は計画立案と関係機関との調整であり、直接的な技術移転との対象とはなり得ない。他方、事業実施の際には農業省をはじめとする関係機関との調整が必須となる。したがって、労働省雇用促進局の主導によるステアリングコミッティー及びワーキンググループにおける意思の疎通を図り、特にマニサ郡には自治体としての当事者意識を熟成することが必要と考えられる。また、直接的な技術移転(営農、生活改善等)の対象については、農業組合を中心とした地域住民及びマニサ郡に属する普及員となると考えられる。

(10) 地雷被災民及び地雷の埋設状況

事前に調べた地雷マップ(モ国地雷委員会作成)では、対象地区に地雷は埋設されていないことを確認している。また、地域住民を含めた関係者からの聞き取りでも、対象地区で現在まで地雷による被害はないことを確認できた(対象地区内の地雷被災民は少数でありいずれも他の地域で被災しているとのこと)。再度、地雷委員会に最新の情報を確認した結果、国道 1 号線を挟んだ調査対象地区の反対側で地雷が発見されたとの情報を入手した。右委員会によ

れば、調査対象地区を含む広範な地域に対し、カナダの支援により本年5～6月ごろ再度、地雷の埋設調査を行うとのことである。現時点の調査団の判断としては、調査対象地区内においては地雷の危険性はないが、不要な地区外への立ち入り及び地区内であっても地域住民が足を踏み入れない場所への立ち入りは避けることが妥当と考える。

(11) 洪水被害

今次調査後に発生した南アフリカ北部及びモ国南部の集中豪雨は、多くの被害をもたらしたが、本調査対象地域も例外ではない模様。大山専門家からの情報による JICA 南アフリカ事務所の報告では、

- ・ 調査対象地域の低地を流れるインコマティ川の堤防が完全に決壊し低地は水没
- ・ 300 株のバナナは全滅し電気ポンプは水没し確認不能

としている。

現在、水が退いていない状況では堤防の決壊状況が把握できないが、堤防の修復(あるいは対策)を本格調査で考慮する必要がある。このため、引き続き現地から情報を取ることとする。次に、農作物被害がどの程度なのか、そのために農家家計にどの程度の影響を与えているかを把握する必要がある。仮に当面の生活に支障が生じるような状況であれば、WFP の Food for Work のようなシステムを本格調査のなかに取り込むことも検討しなければならない(我が国の緊急援助物資の配付状況についても確認することが必要)。

3 - 3 各分野の調査結果

3 - 3 - 1 内戦後の復興及び除隊兵士、元南ア鉱山労働者等を取り巻く状況

(1) モ国の内戦

約 500 年間にわたるポルトガルの植民地統治の後、1975 年のカエタノ政権を最後に、モ国は独立を果たした。独立後初めに政権を握ったのは、モ国南部から発祥した FRELIMO (モザンビーク解放戦線) であり、北部はタンザニアから活動を行っていた。FRELIMO は、伝統的な権力構造や教会を認めず、政府が社会と経済を管理するシステムを樹立し、集約的農業を主張するマルクス主義を理念としていた。一方、FRELIMO の対抗勢力として RENAMO (モザンビーク民族抵抗運動) が組織され、これをモ国で活性化していたジンバブエの独立運動を抑えるためにバックアップした²⁾。モ国中部の住民は、FRELIMO の政策と南部の人による政府の支配に反発を感じていた。このような政治状況を背景に、モ国は独立後、FRELIMO 対 RENAMO の内戦に突入した。

²⁾ 1980 年にジンバブエが独立した後は、代わってモ国中部に人員拡充の拠点をもつ南アフリカが RENAMO を支援した。

内戦は16年間継続し、100万人以上の死者と170万人もの難民及び400万人の国内被災民(IDPs)を生み出した。双方のグループによって、幹線道路や小道、畑等に戦略的に埋設された地雷は、人々が農業をする障害となった。一方で、RENAMOは学校や診療所を破壊し、政府が国民に教育や医療サービスを提供することを妨害した。1992年の夏にはFAM(Mozambican Armed Forces)とRENAMOは国土の1/3ずつ支配していたが、残りの1/3はどちらの支配でもない状態だった。本調査対象地であるマプト州マニサ地区も、マプトに近かったこともあり激戦地であった。マニサ郡ムングイネ村の人々の多くは内戦中、地区内の川の対岸に避難していたが、内戦によって家族員が被害を受けた村人が多く、現在も多くの戦災未亡人及び孤児がムングイネ村に存在する。

1980年代中ごろから後半にかけてのモ国の破壊は甚大であり、モ国と周辺地域の平和の基盤づくりは大きな挑戦だった。1987年、モ国政府はIMFの支援でマクロ経済安定プログラムに着手した。1989年FRELIMOは国会において正式にマルクス主義を否定し、政治経済改革に乗り出した。モ国政府とRENAMO間の和解のための直接交渉は、イタリアの支援の下、1990年後半に開始された。幸いにも、アンゴラにおける内戦、南アでのアパルトヘイト撤廃の動きが起こっていた時期と重なっていたので、近隣諸国の影響をそれほど受けることなく、モ国政府とRENAMOは長い交渉を重ね、深い不信感をゆっくりと解消した。

和解交渉を行っている時期に、南部アフリカを旱魃が襲った。この旱魃は、国内被災民のために既に食糧援助に依存しているモ国の状況を更に荒廃させた。反面、この旱魃は飢餓を蔓延させる代わりに、和解交渉を勢いづけ、1992年10月4日に和平協定(GPA: General Peace Agreement)が結ばれる運びとなった。

(2) 和平後のプロセス

GPAの進捗を監視するために、各国/国際機関によるいくつかの委員会が形成された。国連、米、伊、仏、英、ポルトガル、OAUから構成される、CSC(The Commission for Supervision and Control)は、GPAの実施を管理/統制する全体的な役割を果たした。動員解除に関してはCCF(The Cease-Fire Commission)、除隊兵士の社会/経済復帰に関しては、CORE(the Reintegration Commission)が担当した。

ブトロスガリ国連事務総長(当時)の提案により、GPAの進捗を監視するためにUNOMOZ(United Nations Operation in Mozambique)が設置されたが、兵士の除隊と再統合、選挙監視、統合軍隊の形成等の業務も期待され、伝統的なPKOを超える働きが要求されるものだった。UNOMOZのなかに、TU(the Technical Unit to assist the Special Representative in the implementation of the demobilization programme: 動員解除プログラム実施のための特別代表を支援する技術ユニット)が設けられた。また、国連は

UNOCHA（国連人道支援調整室）を設置し、地雷除去、除隊兵士の再統合等の分野へのドナーの支援を調整し、6億ドル以上の資金が救済と復興のために投入された。このほか、UNDP（国連開発計画）、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）、WFP（世界食糧計画）、WHO（世界保健機構）等の国連機関も和平執行のために重要な役割を果たした³⁾。

(3) 難民帰還

内戦により、1980年代後半から1990年代初頭にかけて約170万人がモ国から6つの庇護国（マラウイ、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ）へ国外避難し、約400万人が国内避難を強いられた。難民と国内被災民（IDPs）の総計はモ国総人口約1,700万人の1/3ほどにもあたる。UNHCRは、1994年に予定されていたモ国最初の複数政党による選挙に参加できるよう、それまでに難民帰還が終了するための支援を実施した⁴⁾⁵⁾。

表3-1 帰還難民数の変移⁶⁾ (単位：万人)

1992 (10-12月)	1993	1994	1995 (1-2月)	合計
18	41	88	13	160

(4) 武装解除と動員解除

GPAの締結後、FRELIMOとRENAMOを分別し、武装解除が実施された。両グループの兵士から構成される小規模の正規軍が形成され、残りの兵士が除隊された。COREは除隊兵士を社会経済的に統合するための「動員解除/再統合プログラム」を計画し、1993年後半に同プログラムが開始された。このプログラムは動員解除（demobilization）、再挿入（reinsertion）、再統合（reintegration）の3段階で取り組まれた。

動員解除（demobilization）段階においては、除隊兵士が市民生活に戻る準備として、除隊兵士にGPAの内容、保健教育等動員解除に関連する情報を伝達することを任務としたモニター（モ国政府、RENAMOから合わせて60人）を訓練する「情報再統合プログラム」と、障害者や少年兵を登録し、彼らを家族に統合するための「社会的弱者グループの動員解除と再統合プログラム」が実施された。これらはCOREのプログラムであり、TUの責任において実施された。

³⁾ 第1項、第2項出典－Mozambique's Transition from War to Peace：USAID's Lessons Learned、下平企画調査員及び村人聞き取り

⁴⁾ 出典：難民白書（UNHCR、1995）

⁵⁾ 別添1「州別帰還民統計」参照

⁶⁾ 出典：難民白書（UNHCR、1995）。この後約10万人が帰還し、総計約170万人が帰還している。（難民Refugees、UNHCR、1998）

再挿入 (reinsertion) 段階においては、TU は IMO (International Migration Office) を中心の実施機関として、家族分の衣服、種子、農具、2 週間の食糧の配付と動員解除された場所から再定住先までの移動手段を提供し、更に定住先において 3 か月分の食糧を配付した。政府は 6 か月分、UNDP が 18 か月分の生活費を支給した。IOM は県の CORE 事務所を支援し、除隊兵士に CORE の再統合プログラムやトレーニング、職業機会等の情報提供をした。再挿入のプログラムは、除隊兵士へのセーフティーネットを確実にすることが主な目的であり、2 年以上継続した。

再統合 (reintegration) 段階においては、CORE はより中長期的プログラムを計画した。UNDP / ILO は、除隊兵士が自営できるようになるための職業技能開発プロジェクトを実施した。すべての県において基金が設立され (IMO と GTZ が実施)、コミュニティーを基盤としたプロジェクトが実施された。これによって、コミュニティーに再統合されるよう、除隊兵士やその家族の一時的 / 恒久的雇用が創出された。

情報システムの管理等除隊兵士再統合に関する全体的調整の役割は 1994 年の選挙後、CORE から労働省に引き継がれた。

「動員解除 / 再統合プログラム」は 36 か月にわたって実施され、受益者は 9 万 2,881 人であった。このうち 7 万 902 人は元政府軍兵士であり、2 万 1,979 人は元 RENAMO 軍の兵士であった。この一連のプログラムは GPA に則り、平和維持プロセスの一部として開発 / 計画され、CORE の承認の下実施された⁷⁾。

(5) 南アへの鉱山労働

南アの鉱山へのモ国を含む周辺国からの出稼ぎ労働は、ポルトガル植民地時代、1930 年代から行われていたが、1964 年に南アと周辺国間で南アでの鉱山労働に関する正式な取り決めが定められた。モ国においては南部 3 州 (マプト州、ガザ州、イニャンバネ州) からのみ南ア鉱山への出稼ぎが認められており、他の州から出稼ぎに行きたい場合にはいったん上記 3 州に移動してから南アに出国している。南ア出稼ぎ労働者に関連する事柄については、労働省移民労働局が所管しており、南ア内の 6 つの出先機関に 46 人が従事しているが、出稼ぎ労働者の募集活動、輸送などは南アの民間企業 3 社が実施している。1975 年には 18 万 1,000 人程度いたモ国人南ア鉱山労働者は、その後鉱山における技術革新が進み、生産性が向上したこと⁸⁾ や、南アのアパルトヘイト廃止の動きによる南ア黒人登用が促進されたこと⁹⁾ 等があり、周辺国の労働者の需要が徐々に減少し、1998 年には約 7 万人に減少している¹⁰⁾。

⁷⁾ 第 4 項出典 - Reintegration Programmes for Demobilized Soldiers in Mozambique : UNDP

⁸⁾ 南部アフリカ研究会

⁹⁾ 労働省雇用促進局聞き取り

¹⁰⁾ 労働省雇用促進局聞き取り

現在も南アはモ国人鉱山労働者の受入れを継続しているが、技能労働者中心であり、その人数は限られている¹¹⁾。

鉱山労働者のほかに、南アで不法就労しているモ国人の数は相当程度いると見られている¹²⁾。南ア政府は、現在もモ国からの不法入国を取り締まるため国境警備の強化に努めている。

また、南アにとってモ国は最大の援助供与先国であるが、援助の主要な目的はモ国の労働者の雇用創出である。同様の理由で、民間投資も促進されている¹³⁾。本調査対象地区であるマニサ郡及びシプトゥ郡において、南ア ODA による農業開発を実施しているが¹⁴⁾、これらも、村落における労働人口吸収を図ったものである。

(6) 除隊兵士再統合の進捗

除隊兵士の社会的統合を促進するために、1995～1996年に計3回評価調査が行われた¹⁵⁾。これは、家族の再編成、結婚や子ども、家の有無、除隊兵士の市民としての自覚、コミュニティから見た除隊兵士の社会復帰の度合いなどを基に、除隊兵士の社会的統合の進捗を調査したものである。これによると85%以上の除隊兵士が市民生活へ社会的に統合しているとされている¹⁶⁾。

また、経済的再統合に関しては、職業技能開発プロジェクトによれば、訓練を終了した3か月後の時点で、訓練を受けた総人数の約70%にあたる6,000人の除隊兵士が自営/従業含めて職を得ていると報告されている¹⁷⁾。

また、評価調査が行われてから4年以上が経過している現在に至っては、更に除隊兵士の再統合が進んでいると考えられる。しかしながら、再統合プログラムの職業訓練に農業分野が含まれていなかったことについて、モ国の農業従事人口比率が高いことを考えると、訓練コースの1つとして農業分野の訓練を検討すべきであったという意見もある¹⁸⁾。

調査対象地であるムングイネ村の人口比率は、事前情報によると、除隊兵士25%、元鉱山労働者30%ということであった。聞き取り調査において、除隊兵士及び南アからの帰還鉱山民を何人が確認したが、彼らは元々ムングイネ村出身の人たちであり、コミュニティのなかで農民として社会復帰することには問題がないとのことだった。

¹¹⁾ 労働省移民局聞き取り

¹²⁾ 正確な数字は把握されていない。

¹³⁾ 南ア大使聞き取り

¹⁴⁾ 事業総額予算は180万ランド(約3,000万円)

¹⁵⁾ UNDP(1996年1～4月) Creative Associates(1995、1996年) GTZ / Open Reintegration Fund(1996年8～9月)

¹⁶⁾ Reintegration Programmes for Demobilized Soldiers in Mozambique : UNDP

¹⁷⁾ 脚注11)に同じ

¹⁸⁾ UNDP 聞き取り

(7) 再定住計画

植民地時代はモ国の企業はすべてポルトガル人によって経営されていた。独立(1975年)後、経営ノウハウをもったポルトガル人が帰国してしまい、人材不足により国営企業を維持できず、それまで運営されていた企業は破綻し失業者が急増した。そのうえ、内戦によって工場、基礎インフラが破壊された¹⁹⁾。内戦終結直後は農業以外には職がなく、天水に頼った農業のみによって生計をたてている生活形態は非常に不安定であった。また、南アで鉱山労働者として働いていたモ国人が次第に送り返され²⁰⁾、モ国内の失業問題は深刻化した。また、モ国民の約80%は農民であり、新しい職を都市部で提供しても、特に35歳以上の人々は近代化された技術に追いつくことができないという問題や、女性の就学率も低く、農業に頼って生計をたてざるを得ないという問題も発生した。

一方で、農業ではなく即現金収入につながる職に就きたい人が、投資が集中している都市へ地方から流入しており、特にマプト市の人口集中は大きな問題となっている²¹⁾。

このような背景から、農業開発により、マプト周辺の失業者を農民として地方の村落へ吸収する定住計画の必要性が高まっている。農業基盤等インフラが未発達である問題は、全国どの州においても同様であるが、南部地域はマプトに近く、定期的に地方に戻っても生活のほとんどをマプトで過ごしている人口が高いこと、南部3州は南アからの帰還鉱山労働者を抱えていることから、村落を整備する意義が高いと思われる²²⁾。

帰還民(元難民)除隊兵士の村落への帰還及び再統合に関しては、UNHCR、COREのプログラムによりそれぞれ完了しており²³⁾、現在問題となっているマプト周辺の失業者の村落への再定住は、その失業者が帰還民や除隊兵士を含んでいるにしても、一義的な「帰還民/除隊兵士の再定住/再統合」とは異なっており、失業者の再定住に関する国家計画及び政策も、組織化されたプログラム及び正式な手順も存在しない。政府は、マプト周辺で溢れている人口が自発的に地方の村落に向かうことを呼びかけるだけである。

(8) 村落共同体及び土地所有形態の変遷

モ国においては、国土はすべて国有であり、法人及び個人は土地の使用権を有するのみである。植民地時代、社会主義時代、内戦と経てきたことによって、現在土地の管理は州あるいは地域によって様々な形で行われている。

植民地時代は、ポルトガル人がモ国人の伝統的なリーダーを通して土地管理を行っていた。

¹⁹⁾ 植民地時代、モ国には5つの砂糖工場がありそれぞれ約2,500人の従業員を抱えていたが、これらの工場は独立後機能せず、1999年まで工場の利潤がないまま政府が従業員に賃金を払っていた。

²⁰⁾ 前項参照

²¹⁾ 別添2「再定住にかかる人の流れ」参照

²²⁾ 労働省雇用促進局、AMRU聞き取り

²³⁾ 第3項、第4項参照

0.5 エーカーの使用までは無税、それ以上の使用には税金を課し、払えないものは低賃金で労働を提供することによって土地の使用が認められていた。独立後社会主義政府はこれらの伝統的なリーダーを認めず、Political Unit を設置し、政治的任命により出自に関係なくリーダーを配置したが、RENAMO はこれに反対し伝統的なリーダーを尊重した。独立政府は当初土地使用を無税で認めていたが、1989 年から土地税を導入した。現在も土地使用に係る全体的統計は存在せず、コミュニティがそれぞれ管理している所が多い。農業組合 (Association) 単位で土地を利用しているグループもあるが、社会主義時代における組合の否定的なイメージから組織に属さずに、個人で利用権を獲得するものもいる²⁴⁾。

また、村落共同体の代表も上記歴史的経緯が影響を及ぼしており、地域により、伝統的なリーダー、元 Political Unit の代表、農業組合の長の 3 種のいずれかが代表となっている。

土地管理に関しては農業・農村開発省が 2 年前の国会の決議に基づき、新たに法律を設置し、同省国家地理登記局 (DINAGECA) が土地の登記に関して主管しているが、いまだに伝統的形態による土地管理も認められている。各市の土地は市の土地運営委員会が管理しているが、集落の土地についてはコミュニティが管理している場合が多い。人口が集中しているので、マプトにおいて土地に関する問題は大きく、マプト市行政は地方に対し人口が流出しないように呼びかけているが、マプトに投資等財力も集中しているため、人口の都市集中の改善は難しいのが現状である²⁵⁾。

正式に土地利用権を獲得するには、申請書を提出し、DINAGECA と地方政府の承認を得たうえで利用権が発行されるが、これには時間と費用を要するので、平均的農民が行うのは難しく、組合などグループで申請するケースが多い。一方、伝統的な土地利用権とは元々その土地の出身であったり、親戚が使用していたり等コミュニティが土地の使用を認める場合であり、この場合は正式な手続きなどは必要とされていない²⁶⁾。

内戦後、除隊兵士や帰還民が出身と異なる地方に戻ってきた際に、土地の使用に関する衝突が起こっており、これらを合法的に解決するために上述の新法が設置された。現在もまだこの新法についての知識がないために、土地紛争に巻き込まれたり、土地利用権を獲得できない農民がいるので、土地の使用に関する必要知識を教育するキャンペーンやフォーラム等の活動が、NGO 等によって行われている²⁷⁾。

ムンゲイネ村においては、組合によって組織的に土地の管理を行っているケースもある。また、男性が南アへ鉱山労働者として出稼ぎに行っていたり、兵士として徴兵されていた期間に女性が土地を管理していて、現在も女性が土地の名義をもっている場合も多い²⁸⁾。

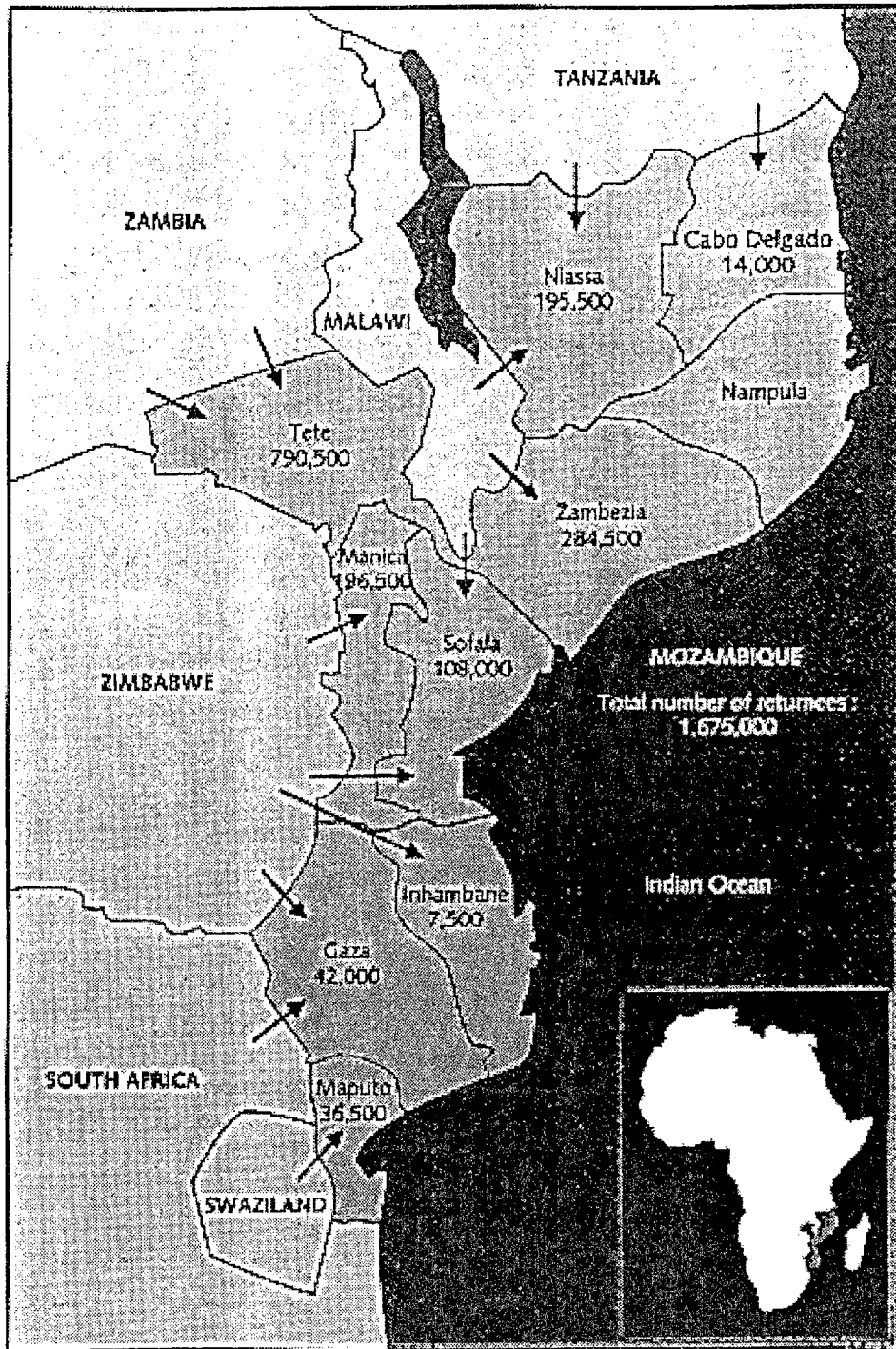
²⁴⁾ AMRU 聞き取り

²⁵⁾ DINAGECA 聞き取り

²⁶⁾ 村人聞き取り

²⁷⁾ ATAP 聞き取り

²⁸⁾ 村人聞き取り



Statistics dated March 1995

図3-1 州別帰還民統計

出典：UNHCR ホームページ

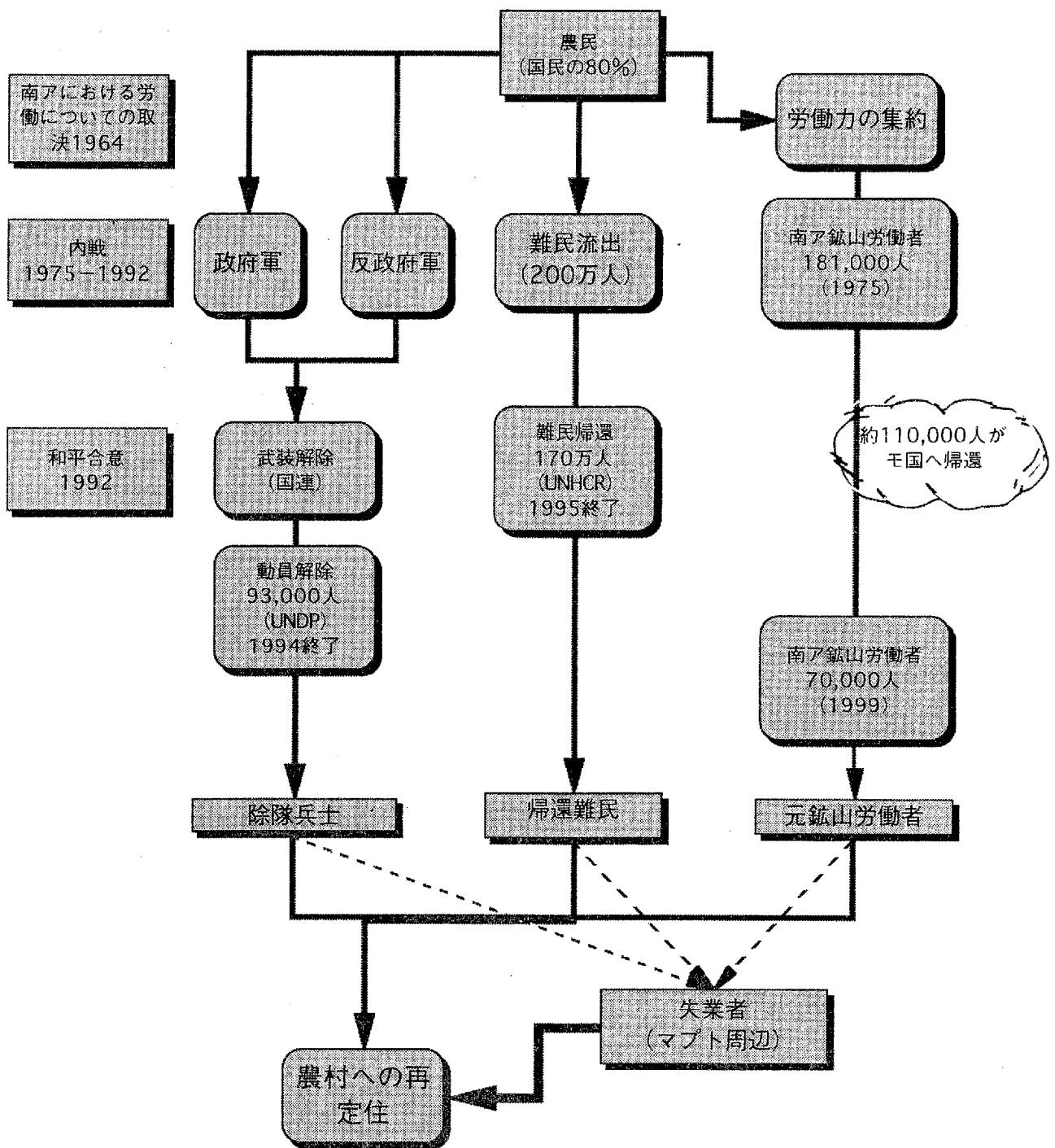


図3-2 再定住に係る人の流れ

3 - 3 - 2 調査に係る行政機関等(国、州、郡、地域住民組織)

(1)モ国の行政機関の構造

モ国行政機関の構造としては、国の出先機関は、州レベルには局長を、郡レベルには所長を配置して、各種の計画事業等の執行を実施している。

農業農村開発省農業水利局からの聞き取りによると、開発計画等の策定申請を行う場合は、5,000ヘクタール以上の場合には所管大臣の、1,000ヘクタール以上の場合には州知事の、500ヘクタール以上の場合には州レベルにおける局長の、50ヘクタール以上の場合には郡レベルでの所管所長の承認が必要となるとのことであった。しかしながら、この「開発計画」とは、農業開発計画のみを意味するものなのか、様々な開発計画(インフラ整備計画等)にも同様の規定が準用されるのかどうかということには言及しなかったため、本格調査において、再度確認してくる必要があるものと思われる。

なお、各行政機関の関係についての概念を図3-3に示す。

(2)労働省の政策と体制

同省は、南アからの帰還鉱山労働者の定住化を担当しているものの、特に農村開発計画や除隊兵士等の再定住計画等に係る具体的な制度は有していない。元鉱山労働者や除隊兵士等の再定住計画を促進し、その安定化を図るためには、雇用創出が1つの大きな要因であるとの認識から、農業国(就業人口の8割が農業従事者)である特色を生かした整備・開発が重要な要素と認識している。このような背景から、同省は本件調査の実施について要請を行ったものであるが、同省は農業の技術普及に係る技術者を有していないことや、農村(村落)開発計画推進やその事業化を図るためには関係省庁等が多数関連してくることから、同調査においては、コーディネーターとしての役割を担うこととなる。

マニサ郡の労働省雇用促進局の出先機関には、エクステーションワーカーが1名配置されており、本件の実施時においては草の根レベルでの協力が期待できるものと考えられる。

(3)農業農村開発省の政策と体制

1)政策と計画

同省は、国家農業開発プログラム(PROAGRI:農業部門投資計画、農業開発5か年計画(1998~2002年))に基づき農業政策を推進している。同プログラムは、農業開発における公共セクターの役割の分析を行っており、農業農村開発省の重点課題の再検討、再編成と明確なかかわり合いをもっており、8つの主要コンポーネント(行政機構開発、研究、民間・NGO等とのネットワークづくり、穀物生産支援、畜産奨励、灌漑水管理、森林・野生動物保護、土地管理)で構成されている。また、次期計画については現在策定中とのこと

であった。

なお、マニサ郡レベルでは、現在のところ PROAGRI に基づく計画はないとのことであったが、本件調査において策定された計画を上記計画とどのように関連づけていくのかを確認していく必要がある。

2) 予 算

計画大蔵省が同プログラムとの整合性にかんがみて配分し、農業農村開発省内の予算配分については、農業経済局が同プログラムに基づきこれを実施している。

《ムングイネ村の位置付と行政組織の概要》

マニサ郡 (人口 14 万人、6 つの区から構成される)

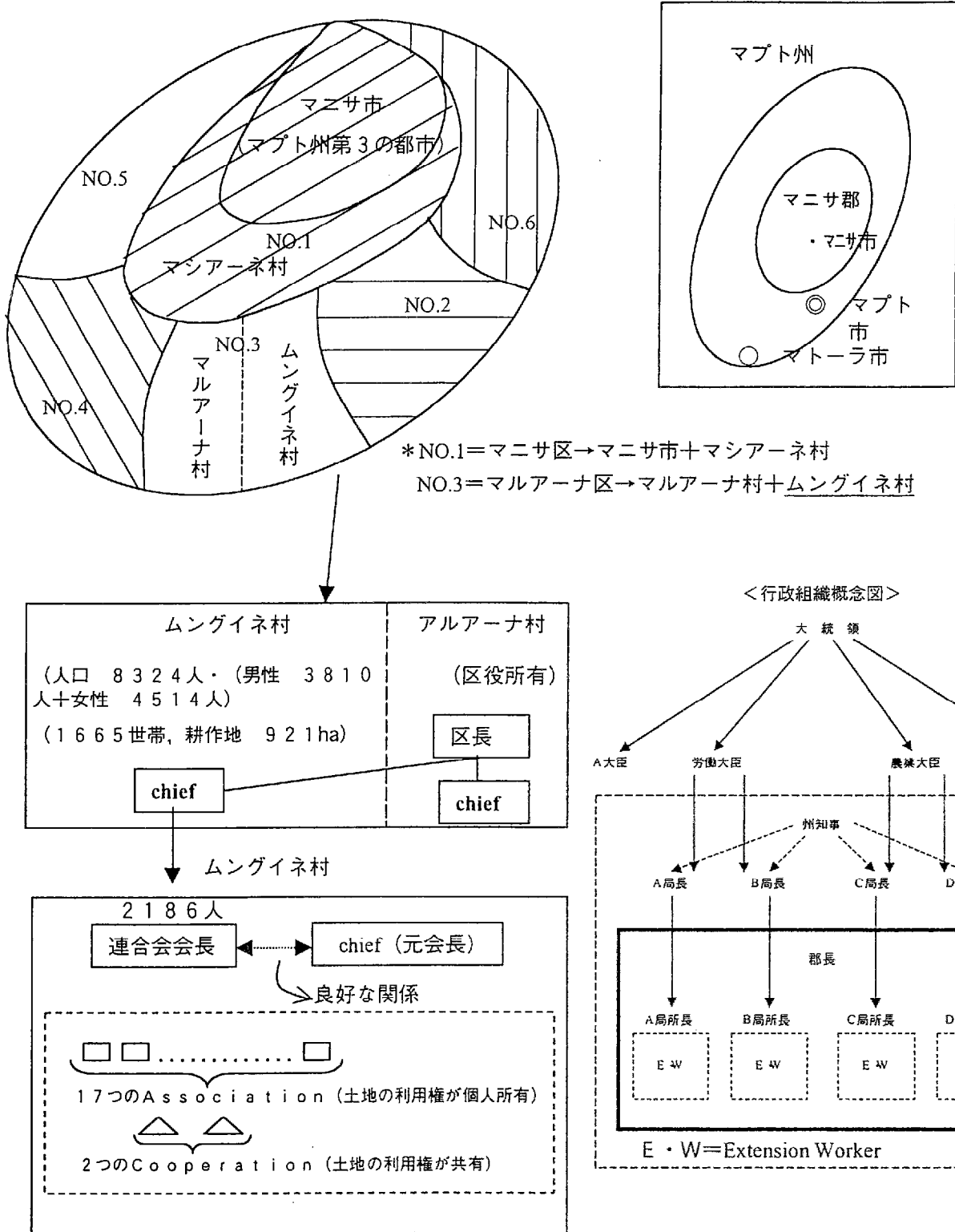


図 3-3 ムングイネ村の位置づけと行政組織の概要

3) 当面の課題

特に農業分野で重要視している当面の課題は、小農の育成、農業生産の向上を目的とした既存灌漑施設のりハビリ、農産物商業化・加工技術の確保、農産物流通ネットワークの改善である。

4) 農業水利局

今回調査で協力官庁となる予定の農業水利局は、現在、灌漑排水部、水力経済部、技術規定部の3部から組織されているとのことであった。主な業務としては、国家レベルでの農村開発計画 M / P 策定、事業実施にあたっての設計・施工、各種基準策定等である。ただし、施工については、日本同様に民間への発注を行っているとのことであり、また、各種基準については、同省独自のものはなく、他ドナーが各種援助で作成したものを所有、準用しているといった程度のものであることがわかった。

5) 人員配置

同省の州レベル以下の人員配置については、予算等の関係上、州レベル、郡レベルともに十分ではない。例えば、マニサ郡においては、同省から局長1名と5名の技術者が配置されている。その内訳は営農技術者が1名、畜産技術者が4名である。また、農民への直接的な技術の普及者たるエクステーションワーカーについては、予算の関係上、配置されていないというのが現状である。(一般的に、エクステーションワーカーは、何かプロジェクトが計画実施される場合にのみ臨時的に雇用されるものであり、質の高い技術者を確保するのが難しいというのが現状である。)

6) 再定住計画

農村地域への除隊兵士等の再定住計画については、再定住に伴い農地改革を必要とする場合や経済効果の発現が見込まれるプロジェクトが実施される場合について、同計画を策定することとなっている。しかしながら、実態は予算等の関係で順調には進んでいないのが現状である。

(4) その他の関係機関

1) 農業農村開発省国家地理登記局(DINEGECA)

同局は、モ国の地理地勢関係を総括的に所管している行政機関である。地形図(1 / 50,000 縮尺)、土地利用現況図(1 / 250,000 縮尺、マニサ郡については1 / 50,000 縮尺)等を所有しており、購入も可能である(1枚2,000円程度)。

2) 国立農業研究所(INIA)

同研究所は、農業技術に関する研究を実施している研究機関とのことであり、土壌図、土地利用計画図等を所有しており、購入も可能である。ただし、国家地理登記局長からの聞

き取り結果によると、土地利用計画図については、現在作成中とのことであった。したがって、本格調査計画策定時には、同研究所と連携を図りながら、調査を進めていく必要がある。

3)大蔵計画省マプト州計画基盤サービス

同機関は、州レベルでの土地開発計画策定(Urban and Rural)を所管している。同機関との打合せ時に現在有している土地開発計画図等を見せてもらったところ、内戦時の開発計画図しか有しておらず(例えば、マニサ郡の計画の場合、軍用滑走路の造成が計画されたままになっているなど)また、予算及び人員不足等の関係から計画策定は実質困難との印象を受けた。しかしながら、同機関は実質的に機能はしてはいないものの、マプト州の総合的な土地開発計画を所管している行政機関であるため、少なくとも本格調査計画開始時には、ステアリングコミティーベースでの同意は得ておく必要はあると思われる。

4)公共事業住宅省

同省は、都市を中心としたインフラ整備や住宅、水道、電気供給等を所管する行政機関であり、水利用に係る水利費の納入先でもある。本件調査の結果により、灌漑農業等が実施されることとなった場合、水利権に係る申請を農業農村開発省農業水利局経由で、公共事業住宅省へ届け出て、40メティカル/立方メートル支払わなければならない。このため、事業実施を念頭に置いた場合を考慮し、ステアリングコミティーベースにおいての同意をあらかじめ取り付けておいた方が、円滑に事業等を進めるうえで望ましいと考えられる。

5)インコマティ川流域管理委員会

モ国南部地域の流域を管理する機関として、南部水管理局という組織がある。同組織は、マプト州、ガザ州、イニャンバネ州の流域管理を統括的に実施している機関である。当該調査対象地域であるマニサ地区を流れるインコマティ川については、インコマティ川流域委員会が所管、管理しており、同委員会が水利権の実質的承認・調整を行う機関である(同委員会に届け出て、承認がなされれば、南部水管理局は自動的に承認したことになる)。このため、公共事業住宅省と同様、事業実施を念頭に置いた場合を考慮し、ステアリングコミティーベースにおいての同意をあらかじめ取り付けておいた方が、円滑に事業等を進めるうえで望ましいと考えられる。なお、水文データについては、同委員会で入手可能であるとのことであった。(1データ当たり:300メティカル)

6)気象院(INME)

同院は、日本の気象庁に相当する機関である。同院には、1940年からの気象に関する各種データを有しており、これらのデータは入手可能であるとのことである。マプト州内には、8か所の測候所があり、マニサ郡には3か所の測候所があるとのことである(この3か所のうち本件調査対象地域であるムンゲイネ村にある砂糖工場にも測候所が1か所設置

されている)

なお、マプト市の気温、雨量等の基本的なデータについては、今回調査において、農業農村開発省農業水利局から入手済みであるので(1989～1998年)、本格調査時での参考になるとと思われる。

7) 地質鉱物エネルギー省国家鉱山局

同局の役割については、その詳細を把握することはできなかったが、モ国の地質図を有しているとのことであり、同図に入手は可能であるとのことである。

8) マプト州政府

本件調査で策定される計画は、その対象面積が農地開発ベースで1,000ヘクタール以上となるため、州知事の承認が必要となる。このため、同計画の策定を円滑に進め、将来の事業化構想、人事、予算等の面で、有利に展開していくためにも、ステアリングコミッティーベースでの同意を得ておくことは極めて重要である。

9) マニサ郡行政区

本件調査において、実質的な技術移転の対象となるのは、郡長及び関係省庁の出先機関の技術者等である。さらにはエクステーションワーカー及び住民組合の組合員にもその成果が裨益することが期待される。したがって、実質的にはマニサ郡レベルにおいて、組織されるワーキンググループが住民自身で自立発展可能な計画を策定する意味及び参加意識を醸成させる意味で、重要な位置づけをもつこととなる。また、このワーキンググループは、上部組織として位置づけられるステアリングコミッティーを円滑に機能させ、将来の事業化構想、人事、予算等の面で、有利に展開していくためにも、極めて重要である。

3 - 3 - 3 地域社会

(1) 対象地域の現状(調査対象地域の行政区分・人口、住民組織、住民構成・慣習、生活実態、資源の所有・利用権)

1) 行政区分・人口

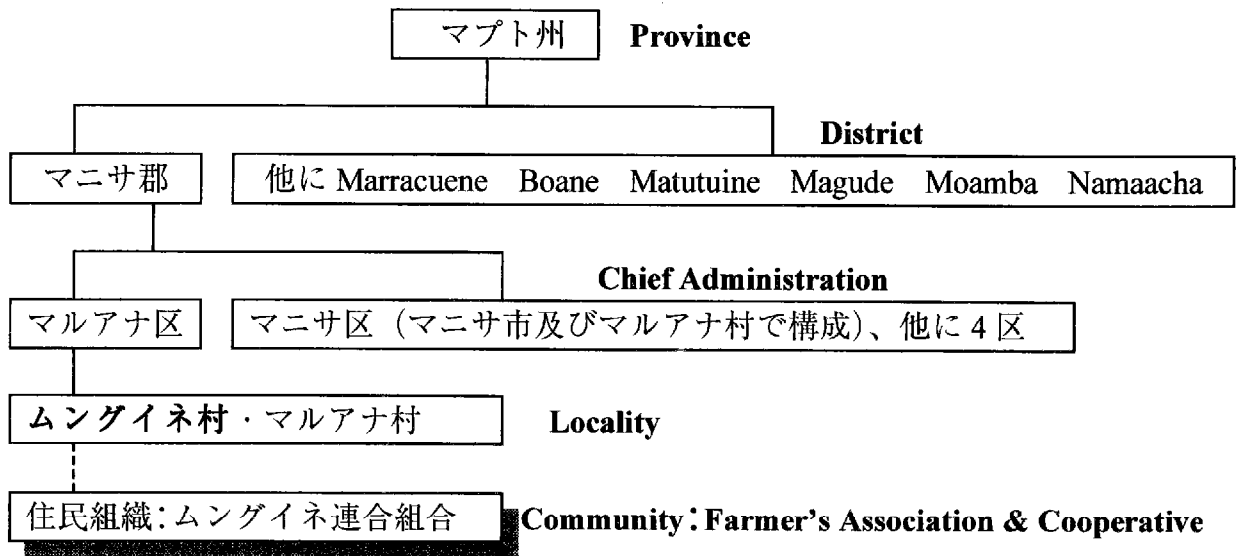
マプト州は7のDistrict(“郡”と仮称)、Manhica(マニサ)・Marracuene・Boane・Matutuine・Magude・Moamba・Namaachaで構成されている。1997年統計によればマニサ地区の人口は、男性1万6,494人・女性1万3,905人の合計3万399人であった。

マニサ地区には6のChief Administration(村落連合体:“区”と仮称)があり、調査対象地域である、ムングイネ地域はマルアナ区に含まれる。すなわち、マルアナ区は、マルアナ Locality(“村”と仮称)及びムングイネ村で構成されている。

1997年統計によれば、調査対象地域であるムングイネ村の人口は、世帯数1,665戸、男性3,310人・女性4,514人の合計7,824人となっている。行政組織図は図3-4のとおり(P.33

図3-3も併せて参照)。

図3-4 調査対象地域にかかわる行政組織



2) 住民組織

本件調査の対象とされる住民組織は、ムングイネ連合組合（連合組合長 Mr. Joaduim Matusse、20の組合で構成）である。

ムングイネ連合組合の組合員数は2,246人、家族人口8,065人、耕地面積1,169ヘクタールであり、ムングイネ連合組合長がムングイネ村長を兼ねているようにうかがえる。しかしながら、ムングイネ連合組合員のなかにはマルアナ村の農民も含まれている。

ちなみに、2月5日に行ったアンケート調査では、組合員総数は2,186人で、組合員総数の推定は1万274人、耕地面積921ヘクタールであった。この組合員数及び統計人口の相違は、アップデートの正確な人口調査が行われていないこと、帰還・出稼ぎ等により人口流動が頻繁であること、及び農民家族は複数の組合に重複して加入していること等のためである。アンケート調査表A、Bを参照。

アンケート調査表 - A

ムングイネ連合組合の現状

5 Feb. 2000

番号	組合名	組合員数 人	耕地面積 ha	構成員 女性 %	設立年	代表氏名	推定人口 人	組合構成 *3	活動方針 *4	問題事項 *5	改善事項 *6	要望事項 *7
1	*1 Uniao Zona De Assoc. E Coop. Munguine	-	10	-	*2 1986	Joaduim Matusse	-					
2	Associacao Machta Ni Homo	127	79	70	1988	Ernesto Mhata	597	A	B	A,B	A	A
3	Cooperativa Kennethkhaunda	65	75			Casimro Tchangule	306					
4	Cooperativa Independencia Ou Morte	106	30			Albino Chiau	498					
5	Associacao Nhandhazi	152	80			Adriano Cossa	714					
6	Associacao a Xipandzene	107	14	75	1991	Felomena Manihca	503	C	A	B,C	B	A,B,C
7	Associacao a Cubomo	116	43	75	1995	Armando A Zuana	545	A	A,B	B,C	C	B,C
8	Associacao a Ccolino	640	241	75	1979	Alberto Manlheia	3,008	A,B	B,C	B	A,B	A,B,C
9	Cooperativa Maguiguana	99	67	80	1976	Jose Tchauqus	465	A	B,C	B	B,C	A,B,C
10	Associacao Tchuri	105	10			Lukoos Ripinga	494					
11	Associacao Madjonidjoni Ex-Mineiros	18	35	30	1993	Fernado Tiwana	85	B	A,B	A,C	A,B	A,B,C
12	Associacao Dos Pequenos Agricultores	31	28	60	1972	Fnaneisco V Matlula	146					
13	Cooperativa 25 De Setembro	66	34			Francisco Wamba	310					
14	Associacao Pembe	174	39	90	1991	Martins Naimande	818	A	A,B	A,B	A,B	A,B
15	Cooperativa Pateque	40	26			Miguel Saveca	188					
16	Associacao Pateque Block 1	12	38			Andre Huno	56					
17	Associacao Pateque Block 2	79	22			Eduarao Mboana	371					
18	Associacao Pateque Block 3	104	24			Fernando Tsuvalo	489					
19	Cooperativa Maluana	100	21			Uasco Matlula	470					
20	Associacao Pfucani Xirindza	45	5			Abilio Ncuna	212					
	計	2,186	921	70			10,274					

*1 Munguine地区の連合組合名称

*2 最初の設立年、再開統合は1994年

組合構成 *3 A:同じ地域住民 B:同じ出身構成 C:その他

活動方針 *4 A:相互助成 B:自由協議 C:農業生産向上

問題事項 *5 A:医療・教育 B:食糧自給 C:排水対策

改善事項 *6 A:生活基盤整備 B:営農改善 C:流通改善

要望事項 *7 A:学校・病院・井戸 B:道路整備 C:灌排整備

推定人口= 組合員数×4.7人

アンケート調査表 - B

ムングイネ地域の住民アンケート

5 Feb. 2000

組合番号	氏名	性別	年齢	状態 *1	家族数 人	入植分類 *2	土地登記	住宅面積 ha	耕地面積 ha	主要農産物 *3	収入 円換算	推定食糧 自給率 %	給水状況 *4	要望事項 *5
No.14	Helena Tiwana	女性	32	A	6	D	未完	0.3	0.5	A/50 B/250 C/100	300	85	A/1/60	A,C
No.8	Almerinda Ielembe	女性	49	B	6	C	未完	0.5	1.5	A/200 B/10 C/10	250	90	A/5/20	A,C
No.2	Elisa Siteo	女性	45	C	11	B	完了	0.3	1.0	A/200 B/100 C/50	400	70	A/3/80	A
No.6	Feliismina Matlava	女性	48	B	8	B	未完	0.5	1.5	A/100 B/200 C/100	0	95	A/5/30	A,B
No.10	Telma Filimao	女性	42	B	2	E	未完	0.3	1.0	A/50 B/200 C/50	300	95	A/6/20	A,B
No.8	Yose Tchamo	男性	26	F	5	B,D	完了	1.0	1.0	A/300 B/400 C/400 D/500	800	100	A/3/100	A,D
No.2	Vilente R Boana	男性	48	C	10	D	借用地	0.5	1.0	A/100 B/200 C/200	400	95	A/6/50	A,B
No.2	Filipina J Cuna	女性	45	A	7	D	完了	0.1	0.5	A/50 B/200 C/50	0	85	A/5/40	A,D
No.3	Laurinda T Macucule	女性	40	C	5	D	未完	0.1	0.5	A/100 B/50 C/50 D/100	300	85	A/6/20	A,B
No.3	Margarida Nauenha	女性	40	C	4	D	完了	1.0	15.0	A/300 B/400 C/400 D/500	3,000	100	A/2/40	A
No.3	Carlota Pelembe	女性	60	B	12	D	完了	1.0	15.0	A/? B/? C/? D/?	?	100	A/1/100	A

備考:

結婚状態

*1 A: 夫が行方不明 B: 未亡人 C: 夫婦居住 D: 夫は出稼ぎ中 E: 離婚 F: 独身

入植分類

*2 A: 除隊兵士 B: 帰還労働者 C: 国内流民 D: 地元農民 E: その他

農業生産

*3 A: メイス B: サツマイモ C: キャッサバ D: パナ E: 豆 例: A(メイス)/100kg/年収量

給水状況

*4 A: 井戸 B: 河川 例: A(井戸)/3km(運搬距離)/20リットル(需要量・家族・日)

要望事項

*5 A: 社会基盤整備(学校・病院・給水・道路・電化等) B: 灌漑排水施設整備 C: 生活改善指導(女性教育等) D: その他(就業等)

土地登記 未完

組合が農民に代わり耕作権を登記しているが、組合員個人の登記は未完である

借用地

組合幹旋の農地(耕作権取得)を持つ組合員から借用

高地面積

15 haを持っている農民は、古くから定住している農民で代々受け継がれた農地、ムングイネ村高地部に多い

収入

収入は毎月でなく農産物を販売した時のみ、殆どの農民は年収が不明である

3) 住民構成・慣習

聞き取り調査によれば、ムングイネ連合組合員 2,246 人のうち、除隊兵士が約 10%、南アよりの帰還鉱山労働者が約 40%、及び地元農民が約 50%であり、男女比は男性 37%、女性 63%とのことである。しかしながら、近年除隊兵士としての定住者はなく、帰還労働者の大半は再度南ア及び首都マプトに出稼ぎに出ており、農業はほとんど女性の仕事となっているため、住民構成として明確な分類は困難となっている。

地域住民の信仰する宗教は、キリスト教 93% (ムングイネ村には新旧合わせて 21 の小教会がある)、イスラム教 2%、その他 5% (土着信仰を含む) である。キリスト教が普及しているため、ほとんどの住民は日曜日に教会へ出向くが、集会所がなく道路状態も悪いため村内での娯楽は少ない。

4) 生活実態

a) 農家収益

調査地域内の生計は農業で成り立っており、主要農業生産物はメイズ・サツマイモ・キャッサバ (マンジョウカ)・バナナ・豆類 (インゲン豆・落花生) 等である。農家 1 戸 (5 ~ 6 人) 当たりの平均収量・収入の推定は表 3 - 2 のとおり。

表 3 - 2 主要生産物と農家収益の概算 (MT = 現地通貨単位メティカル)

農産物	メイズ	サツマイモ	キャッサバ	バナナ	豆類	その他野菜
A.年間平均収量 農家売渡価格(MT) 円換算 (¥)	125kg 1,800 ¥14.4	180kg 2,100 ¥16.8	110kg 1,500 ¥12.0	150kg 2,000 ¥16.0	60kg 4,500 ¥36.0	30kg 5,000 ¥40.0
B.収益の推定 (MT) 円換算 (¥)	225,000 ¥1,800	378,000 ¥3,000	165,000 ¥1,300	300,000 ¥2,400	270,000 ¥2,200	150,000 ¥1,200
C.消費量 (1 戸/年) 1 人/1 日	500kg 0.25kg	100kg 0.05kg	100kg 0.05kg	0	60kg 0.03kg	20kg 0.01kg
D.概略収支	-375kg -5,400¥	+80kg +1,300	+10kg +120¥	+150kg +2,400¥	0 0	+10kg +400¥

備考：ムングイネ連合組合での聞き取り調査による。

A：収量は農家 1 戸当たりの年間平均であり、1 ha 単位の収量ではない。農家の 1 戸当たりの平均耕地面積は約 0.7ha 程度である。

B：農家の軒先売り渡し価格は市販価格の約 2 ~ 3 割程度、現地通貨 1 メティカル (MT) = 0.008¥。

C：消費量は年間 1 戸当たりの平均量 (5.5 人分として計算)。

D：マイナスは不足、プラスは余剰。

農家収支の平均概算では、 $¥5,400 - ¥4,220 = ¥1,180$ /年の赤字となり、厳しい生活環境がうかがえる。そのため、WFPよりのメイズ支給(45キログラム/1戸/月)や、出稼ぎによる農外収入に頼らざるを得ない貧困生活を強いられている。

現状における農家収入を増収させ、農村生活の安定を図る最も効果的な方法は、農業組合による小規模な共同集荷及び出荷をマプトにまで行うなどの、農産物流通改善が良策と思われる。食糧の自給・生活の安定が図られない限り、保健衛生・学校教育の改善、婦人労働の解放等は困難である。農産物流通改善には、必要規模の農道改修・集荷場・貯蔵庫・輸送・通信手段等の整備が必要であり、貧困地域の農村開発には最低限のインフラ整備が必要であると思われる。ちなみに、首都マプトにおける農産物の中央マーケット小売価格は表3-3のとおり。

表3-3 首都マプト中央市場の農産物価格 (MT=現地通貨単位メティカル)

農産物	単位	価格(MT)	円換算(¥)	農産物	単位	価格(MT)	円換算(¥)
メイズ粉	1kg	9,000	72	ニンニク	1kg	90,000	720
サツマイモ	1kg	10,000	80	ショウガ	1kg	42,000	336
キャッサバ	1kg	6,000	48	トマト	1kg	20,000	160
バナナ	1kg	8,000	64	ニンジン	1kg	25,000	200
豆	1kg	15,000	120	ジャガイモ	1kg	8,000	64
米	1kg	16,000	128	タマネギ	1kg	10,000	80
加工ミルク	1リットル	10,000	80	キュウリ	1kg	20,000	160
牛肉	1kg	70,000	560	食用油	1リットル	20,000	160
鶏肉	1kg	41,000	328	塩	1kg	8,500	68
豚肉	1kg	80,000	640	砂糖	1kg	11,000	88
卵	18個	35,000	280	唐辛子	1kg	60,000	480

b) 営農関連

灌漑が可能なムンガイネ村低地部約1,200ヘクタールは毎年洪水の被害を受けており、排水施設(排水路・排水ポンプ場)整備が必要となっている。低地部約1,200ヘクタールのうち、耕作されているのは約30~40%程度である。理由としては洪水の影響を被る、農業機械の不足、作物体系を含む営農技術の不足、灌漑排水施設の不備、及び改良種子・肥料の不足等である。ムンガイネ地域での作付体系は図3-9(p.51)を参照。

c) 農村生活での問題事項

ムンガイネ地域の農村生活での問題事項は以下のとおり。

- a. 農業収量が低いため、農業だけでは家族を養うことができない。
- b. 学校・病院・道路等が未整備であるため、通学や通院が困難である。
- c. 農産物出荷手段がないため、仲買人に価格を低く抑えられている。また、農産物貯蔵庫がないため、腐敗によるロスや食糧不足が発生する。

d. 生活に必要な燃料及び生活用水が不足している。(当地域には2か所の井戸しかなく、村民の水運搬距離は平均2～4キロメートル、平均生活用水需要量は60リットル/1戸/日である。)

5) 資源の所有・利用権

灌漑用水の水利権について、国際河川であるインコマティ川は国家間の問題が発生することもあるが、国内では水利権でのトラブルはほとんどない。本件調査対象地域のムングイネ低地部約1,200ヘクタールでの灌漑用水費は1立方メートル当たり40メティカル(全国统一価格)と定められており、灌漑用水費は1ヘクタール当たりで積算され、水費の支払いは水利局でなく公共事業・住宅省に支払うことになる。ちなみに、サトウキビ生産では収穫までに1ヘクタール当たり約8,000～10,000立方メートルの用水量(日本円で約3,000円/ヘクタール程度)が必要である。

灌漑計画での水利用は、農業・農村開発省を通し公共事業・住宅省と協議して承認を得る必要がある。さらに、直接的な水管轄に関して、公共事業・住宅省内にモ国南部水管理局があり、マプト、ガザ、イニャンバネの3州を管轄しているが、管理の実施機関は、各河川の流域別に管理委員会が設立されており、インコマティ川流域管理委員会とも協議する必要がある。

土地使用に関して、以前から住んでいた既存の農民(組合員を含む)は、農地の所有権をもっている者も存在するが、同地域の営農形態は女性・子供が主体となって農業を行っており、組合員の大半を占めている。農地の「所有権」をもたないほとんどの組合員は、農地の「耕作権」を組合より斡旋されて農業を行っている。

(2) 対象地域の生活基盤 (行政サービス、保健衛生、教育)

調査対象地域における政府からの行政サービスは少なく、労働省から派遣の農業普及員1人(プロジェクトベース)、ムングイネ村での初期医療(看護婦による診療・投薬等)及び低学年小学校等がある。政府予算不足から住民への十分なケアはほとんど行われていないのが現状である。

1) 保健衛生

州保健局のムングイネ村への巡回診療は予算不足から不可能であり、村内の衛生・栄養状態は極めて悪い。また、マニサ市地方病院では医薬品、医療機器及び巡回車両等の不足も深刻となっている。マニサ地区内での主な疾病はマラリア・コレラ・赤痢・下痢・栄養失調・肝硬変等であり交通事故も近年急激に増加している。医療現場での問題点は、患者に対する診療はできても医薬品及び医療機器の不足・不備から死亡に至ることが多く、患者も医薬品購入費が大変な負担となっている。

ムングイネ地域における生活水準の向上には、医療支援が不可欠であり対応を十分考慮する必要がある。ただし、州保健局の予算、医療スタッフ、医薬品、及び医療機器の不足から、本件プロジェクトへの協力は困難と思われる。

2) 教育

ムングイネ地域には低学年児童小学校があるが、高学年は約 15 キロメートル離れたマニサ市に行かなければならない。また、交通手段(トラクターの荷台に乗合)が限られているのと、生活の貧しさから高学年女子児童の就学率は約 20%以下、男子児童は 50%程度とのものである。

(3) 対象地域の住民組織概要

対象地域の住民組織はすべて農民組織(農業協同組合)であり、国家農民連合(UNAC)に加盟している。国家農民連合は 1993 年に正式設立を果たした非政府機関で、農民の生活水準の向上を目的とし活動を行っている。1999 年現在、国家農民連合の総組合員数は約 5 万人で加盟農業組合数は 1,043 組合に及ぶ。ムングイネ村で新たな農民組合が設立された場合、自動的に国家農民連合に加盟できる。

ムングイネ村住民の各組合への主要な加入理由は、生活地域・農業生産の共同性(耕作・収穫)・出身(帰還労働者)等が同じだからである。連合組合長は農民と地方政府との調整役も努めている。ムングイネ村各組合の具体的な活動及び運営に関しては、構成される組合員が参加し定例会議(毎月 1 回)により自由な討議が行われる。決定事項については組合管理委員会や監査委員の承認が必要となる。すなわち、組合運営の具体的な決定は、すべての人々の賛同が必要となっている。

対象地域にある 20 組合の収入主体は農業であり、農業を行わない者は組合に加入できない。しかしながら、農業生産だけでは生活が困難なため、兼業については自由であり、漁業・家具作り・ブロック作り等を行って生活の足しにしている。組合に加入している 2,246 人は家族の代表であるが、家族のなかで他の組合に加入している人々も存在する。家族構成は平均で 4 ~ 6 人程度である。ムングイネ連合組合を構成している各組合の位置概要は図 3 - 6 を参照。

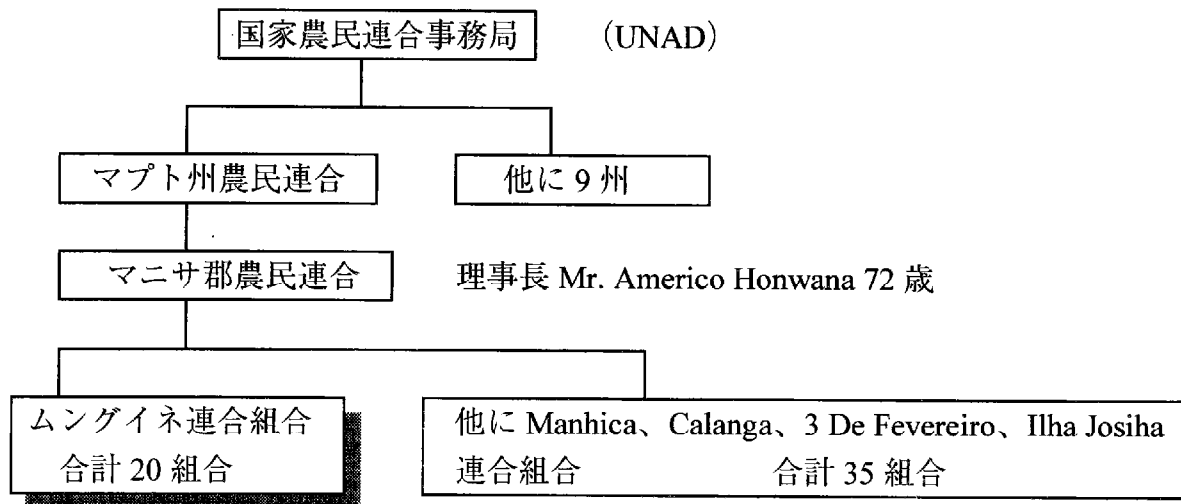


図3-5 ムングイネ連合組合に至る国家農民連合組織

ムングイネ連合組合がもつ主要な問題事項は以下のとおり。

- ① 農産物流通システムが確立していない。
- ② 灌漑・営農施設（ポンプ・水門・農道・水路・倉庫等）が十分に整備されていない。
- ③ 農業機械（トラクター・灌漑ポンプ等）の維持管理が十分に行われていない。（援助ドナーが資機材等を供与しても機材の使用方法や維持管理方法が不明であり、資機材供与後も機材運営のための人材育成が重要である。）
- ④ 集会所・管理施設が整備されていない。
- ⑤ 運営管理費が不足している。

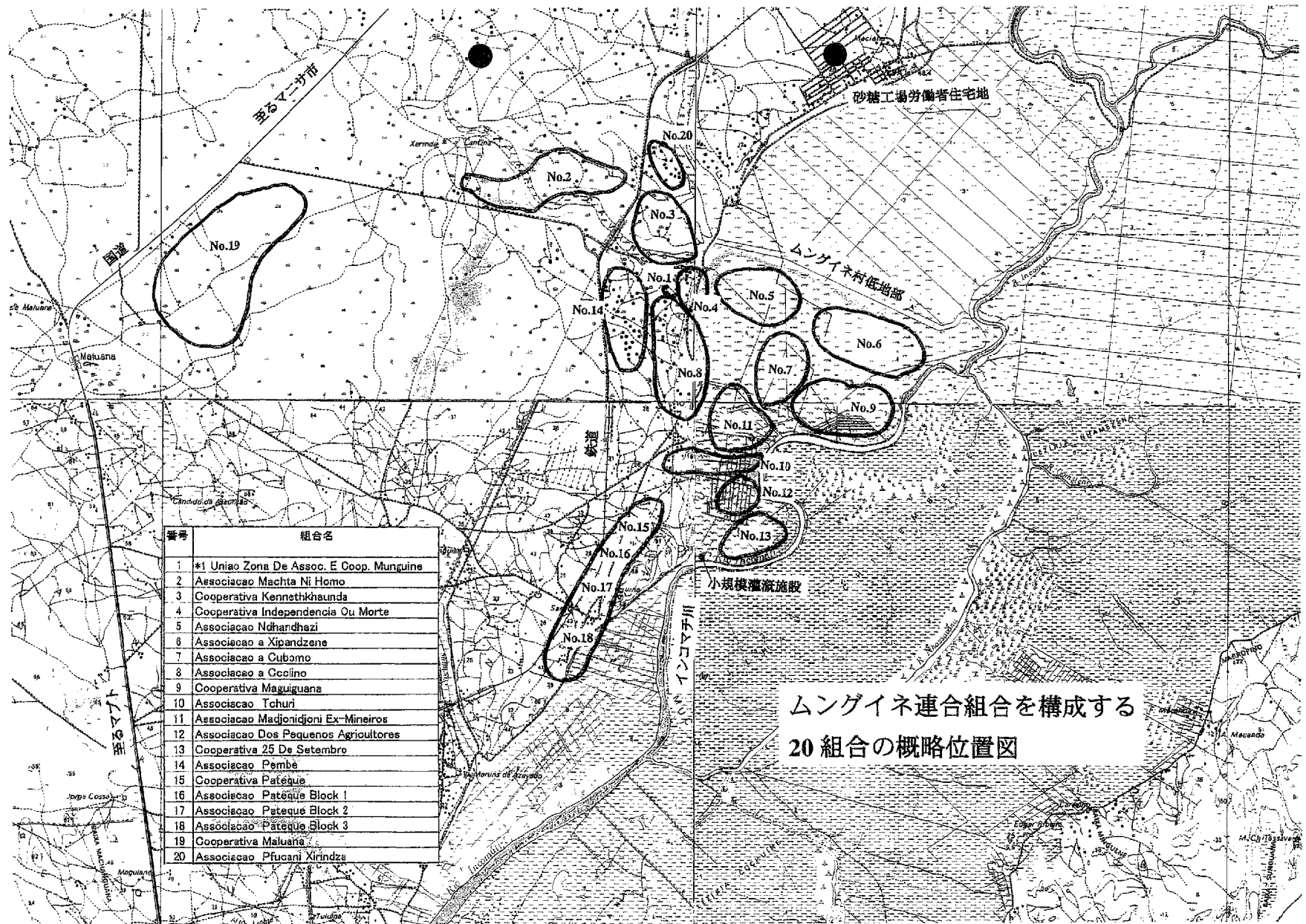


図3-6 ムングイネ連合組合を構成する20組合の概略位置図

3-3-4 農業・生活基盤

(1) 対象地域の自然資源（地形、地質、水文、農業用水の利用比率等）

1) 地形・地質等の現況

- (ア) 調査対象地域は、低地部と高台部に大きく区分される。
- (イ) 低地部は、インコマティ川沿いであるため、数回にわたる河川の氾濫により農地の表層部には肥沃な土壌が堆積しているものと思われる。表層部以下は、湧水の状況から判断すると比較的透水係数の大きい土質で構成されているものと推定される。
- (ウ) 高台部は、居住地域を中心としたエリアであり、一部で粗放的な農業が営まれている。土地については、低地部とは逆に非常にやせており表層部は砂～砂質土に相当する。表層部以下については、調査を実施していないので不明である。

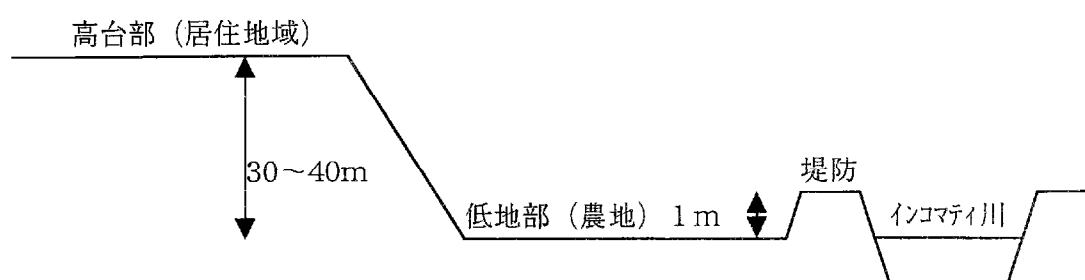


図3-7

2) 水文等の状況

今回調査を実施した時期は、2月ということで雨期かつ通常年より降雨量が多いことも影響したせい、現地付近のインコマティ川の水位はH.W.L (high water level) に極めて近い水位であった。また、現地に同行した労働省のエクステーションワーカーからの聞き取りによると、近年においては堤防を越流したことはないとのことであったが、その詳細についてはインコマティ川流域管理委員会に聞くことが必要である。

3) 農業用水の利用状況

農業用水の利用率については現地踏査の結果、農地の利用率が10～15%未満と極めて低いと推察される。また、聞き取り調査によると、インコマティ川は乾期においても水量が比較的豊富であるとのこと (H.W.Lより2メートル程度低いとのことであった) から乾期での取水については大きな問題は生じないものと推察される。

(2) マニサ郡（ムングイネ村及びマルアナ村）の農業基盤と生活基盤の現況

1) 農業生産基盤施設

a) 農地と土壌

今回調査対象とされる低地部の農地面積は1,200ヘクタール程度であり、そのうち耕

作可能面積は920ヘクタール程度である。同農地は、独立以前にポルトガル人が所有し営農していたとのことであり、従来は米を中心にした営農が行われていたとのことである。そのため、農地は非常に肥沃かつ平坦で、営農するには良好な状態であるといえる。しかしながら、そのほとんどが排水不良のために特に雨期は冠水状態となることが多く、これが原因で利用率が極めて低い状況(10～15%程度)となっている。

また、集落近郊(高台部)に存する農地は、土質的には砂～砂質土に属する土壤であり、その生産性は非常に低く、現状では、天水による庭先営農程度での利用が限界であると考えられる。

b) 低地部の排水

低地部の農地の排水問題については、行政、Association(組合)住民ともに大きな問題意識をもっている。これらの改良に係る期待感は公聴会での聞き取り調査からも非常に大きいということがうかがえた。

したがって、農業用水供給もさることながら、対象作物を十分に勘察したうえで、この排水問題を解決することが、最も優先されるべき課題と認識される。ただし、現在の灌漑排水システムが用排水兼用であること、用排水兼用水路と排水路のみの工事費にはそれほど大きな差異がないこと等を考えると、事業計画としては用排水兼用水路の計画策定が望ましいのではないかと考えられる。

現在、これらの排水改良に係る援助をドイツのNGO(葡語 Terras des hommes = 英語 Man Land)が実施しているが、その内容は点的に排水路の浚渫を実施している等応急対策的な協力であるため、持続可能な農業経営には結びつきにくいものとなっている。しかしながら、本件調査における計画策定においては、これらの事業の内容を十分に精査し、トータルとして同地域の排水問題を解決していくことができるような方向を模索することが重要である。

c) 施設

現在ある取水ゲート、排水ゲート、用排水路(土水路)等の灌漑排水施設は、独立以前にポルトガル人が整備したものであるが、いずれの施設も維持管理が十分になされていないために、ほとんど機能していないというのが現状である。

d) 南アの協力による事業

現在、南アの協力により小規模ではあるが、灌漑排水施設(インコマティ川から15キロワットポンプによる直接掛り)と10ヘクタール程度のモデル圃場(実際に営農されているのは、2ヘクタール程度のバナナ園のみ)が整備されており、連合組合がこれを運営されている。同バナナ園の営農、維持管理、水管理等については、マニサ郡の労働局に所属するエクステーションワーカーの指導の下、週2～3回程度、連合組合の組合員

が交代で実施しており、その維持運営体制については、現段階の状況を見る限り、さほど大きな問題は存在しないように思われた。しかしながら、現在は労働省がポンプ運転にかかる電気代を負担しており、かつ水利費も支払っていないことから、今後、これらの支払いに関する問題が生じることは明らかである。実際、公聴会において、水を使用する際には水利費の支払いが生じることを説明したところ、これに係る認識はほとんどなかったということが明らかとなっている。

2) 農村生活基盤施設

a) 道路

最も大きな課題は、他の途上国の例に漏れず、ムングイネ村においても、飲料水の確保と道路の整備である。

既存道路(連絡道)は、流通へのアプローチである国道幹線道路につながっているものの、その状況は必ずしも良いとはいえない(L = 10 キロメートル、B = 4 メートル、砂路盤)。しかしながら、若干の改良(狭小部の拡幅、不陸整正の施工により轍を矯正する等)で、良好な状況を確保することは可能であると考えられる。維持管理については、車両の通行量が少ないこと、路盤材となる砂が現地発生材流用の可能性を期待できることなどから、連合組合員による住民参加型でも十分に維持管理できる可能性が高いと判断される。

b) 村落給水

飲料水の問題については、現在、村内に2か所の公共井戸(人力くみ上げ式)及び12か所の簡易井戸(円形状に掘削しただけのもの)があるが、いずれも衛生的にも十分なものとはいえない。また、サンプル的に水を飲んだところ、若干、塩分を含んでいる可能性があることが明らかとなった。したがって、井戸の設置場所については、水質調査も含め、慎重な調査が必要である。また、聞き取り調査によると、水くみに要する時間は往復2時間(片道5キロメートル)程度を要しているとのことであった。井戸の設置計画としては、水くみに要する時間を節約し、労働時間の有意義な活用の観点から、少なくとも村内にある5つのブロック(比較的まとまった居住地域に区分した場合)ごとに給水施設を整備することが望ましいと考えられる。なお、同地域においては、畜産は大規模には行われていないため、これらに対する給水量は当面の間考慮する必要はないものと判断される。

3 - 3 - 5 営農・流通

(1) 対象地域の土地資源(地形、土質)

1) 対象地域の土地の状況

対象地域の土地については、低地帯と高地帯の2つの地域に大きく大別でき、高低差は30～40メートル程度はあるものと見られる。

特徴として、低地帯は肥沃でフラットであるが、インコマティ川による洪水被害が多い、また高地帯は住居等の生活基盤が存在するが、砂地のため作物の栽培には適していない。

このほか、土地に関する情報としては、国家地理登記局及び国立農業研究院で土地の資源量を把握しており、定住に役立てることを目的として、1 / 250,000、1 / 50,000の地図をはじめ、土地利用図、土壌図等の情報を管理しており、今回の事前調査では、基礎的データとして土質分布図や気温、降水量等の過去10年程度の気象データを既に入手している。

2) 土地の利用状況

ムングイネ連合組合(生産組織の連合)が所管する対象地域については、面積が1,200ヘクタール程度と考えられる。この地域は1975～1988年まではポルトガル人や中国人が使用し、米やオレンジ等を栽培していた地域であり、国に地理局ができた1988年以降、ムングイネ村の農民で組織する連合が土地の利用権を取り戻したものである。

このときの土地の分配方法としては、基本的に1家族当たり0.25ヘクタールという基準で分配したが、以前からこの土地で耕作していたことを連合に説明し、証明できた人は、これ以上の規模の土地をもっている人もいる。それでも、2ヘクタール以上の耕作面積をもっている農家はいないようである。

対象地域の現状としては、過去に建設された水路の深さが2.5メートル程度あり、人力による維持管理ができないことから、現在は水路の所々に土砂が堆積している状態であり、灌漑にも排水にも支障が出ている。

この排水不良等が原因で、対象地域の土地利用率は耕地面積の約30%程度(現地での聞き取り数値)と考えられる。したがって排水対策等の最小限の再開発で再生産は可能であり、生産能力についてはかなりポテンシャルは高いと考えられる。

3) 対象地区での支援活動の状況

現在、連合(ユニオン)が所有する土地(15ヘクタール)に、南アから180万ランドの支援によりポンプ灌漑施設を設け一部のエリア(3～5ヘクタール程度)を再整備し、管理をユニオン内の各組織が交替で行い、同地域でのバナナ栽培の拡大を図っていた。

また、このプロジェクトには食糧確保の観点からWFPも関与しており、具体的には育成管理に対する各組織からの出役報酬はWFPから支払われていた(Food for work)。

今後、このバナナ園からの収益は、ユニオンの収入となり、共同利用機械や灌漑ポンプ

等の維持・修繕費に充てられる予定である。

(2) 対象地域の営農形態

1) 農業生産の状況

ムングイネの農業実態として、マニサ郡が把握している公式統計データとしては、1997年6月現在で1,665世帯、人口7,824人、男性3,310人、女性4,514人となっており、農民組織としては18組織（調査時点では、組織数は増加しているようで、他団員が住民から聞き取った結果19組合と1連合の計20組織となっている模様）が確認されており、このうち2つの組織は協業経営（以前の社会主義的な経営体系で、土地も農作物、農作業もすべて共同で、収益を分配する方式）である。

これら組織の耕作面積は約1,200ヘクタールであり、組織の構成員は2,246人となっており、大半の人がどこかの組織に加入している。

2) 農業労働力の状況

前出の住民アンケートによれば、ムングイネ村の労働力については、人口の8割程度は女性であり、農業労働力の中心は女性と考えられる。男性については、現金収入を得るためマプト市内での労働と畑仕事、子供は12歳程度から学校に通いながら、農作業にも従事している。

また、女性の労働時間は、以下のとおりであり、水くみや家事労働、低地帯までの耕作距離等の問題があり、農業生産の必要な労働時間が十分に確保できない状況であり、女性の重労働の軽減と農業に専念できる生活基盤の確保が必要であると考えられる。

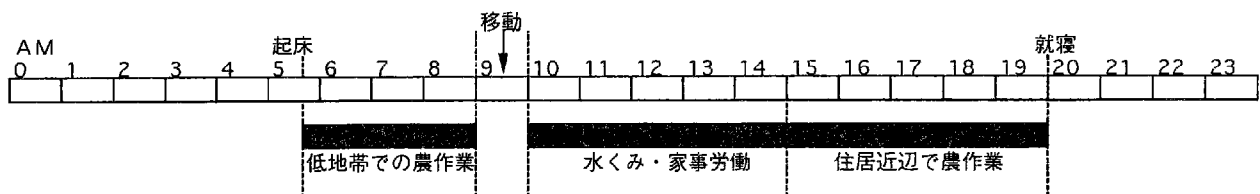


図3-8 ムングイネの女性の1日の労働状況

3) 作物の栽培状況

栽培作物としては、住居近くの砂地にはメイズ、サイザル、キャッサバ、スイートポテト等が栽培されているが、メイズについては背丈が低く、1ヘクタール当たり単収が100～120キログラムと極めて低い。

また、低地帯ではバナナ、サトウキビを中心に栽培されているが、雨期にはインコマティ川が天井川となることから、排水が悪く地下水位も高いため生育はあまりよくないと思われる。

作物種類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
メイズ			■	■	■	■	■	■	■			
バナナ												
雨季初期植え	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
バナナ												
雨季植え	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
サツマイモ												
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
豆類												
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
キャッサバ												
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

備考：

- 種まき・植付け期間
- 生育期間
- 収穫期間

図3-9 ムングイネ地区での主要農産物の栽培体系

一般的な栽培体系としては、農家からの聞き取り調査によれば図3-9のとおりである。また、組織化はされているものの、栽培する品目や作付時期等は個々の農家の判断で行われており、統一した作付け・出荷体系とはなっていない。

4) 栽培技術及び装備の状況

a) 機械や種子、肥料等の確保状況

以前に支援国から導入されたトラクターは連合組合で管理されているが、修理技術をもった人材不足等から故障したままであり、稼働できる機械はごく少数である。

b) 種子の確保状況

州政府等から入手しているようだが、品目が限定され、貯蔵庫等が整備されていないこともあり、保存管理に問題があることから、発芽率が極めて悪い。

c) 肥料・農薬の使用状況

施肥や病害虫防除に関する知識及び購入費用が不足していること等から、使用されていない。

こうした状況から、機械耕起は行うものの、行き届いた栽培管理はされておらず、栽培に関する技術力は極めて低い状況である。

また、独立以前に作付けされていた米について、「過去に作っていた経験があるので作ることができる」との回答を得たが、今後予想される新たな作物とあわせて再度技術力の確認が必要と考える。

5) その他栽培上の留意点

栽培上の問題となる毒蛇や鳥害等の被害はないものの、インコマティ川に面していることから、時折、カバが侵入し農作物を食害することが確認されたため、注意が必要である。

治安や地雷の問題については、対象地域内にはそうした危険性は全くないとの回答であった。

(3) 流通・加工の現状

1) 流通・販売事情について

市場関係としてはマプト市中央市場があり、1901年に開設されており、同市場には520の小売店が出店し、1,500人が働いている。

出店料は場所の良さ等により、8～800ドルと大きな差がある。また、調査時点では一般の農家が出店し販売できるような余地はない。

市場内の品揃えについては、農作物、加工品、調味料等のすべてにおいて豊富な品揃えであるが、品物の多くは南ア等の近隣諸国からの輸入品が95%を占め、国内産はバナナやトマト、品質の良い一部の魚だけであり5%程度である。

販売価格については、卵(10個)やキャベツ1玉が1万4,000メティカル(約140円)程度で販売されており、所得水準からすれば比較的高いように思える。

また、南ア資本によるスーパーマーケットではマプト市中央市場の価格と比べ、2～3倍の価格で販売されていた。

2) 農作物の流通・販売状況

ムングイネ村は、幹線国道が通り鉄道の駅も存在するが、国道までが約10キロメートル、駅までは3～5キロメートル程度あり、農産物の輸送は人力に頼っている状況である。

販売方法としては、換金作物であるバナナを例にとれば、政府から国道周辺での販売が禁止されているため、月の1～3日と15～17日の間、マプト市内で市が立つことから、月に1回程度の割合で、農家(女性)が車でマプト市内に出て駅周辺や市で販売する方法と、マプト市内の小売業者が地元まで買い付けにくる形で販売する方法しかない状況である。

この場合、農家が市内まで持ち込んで販売する価格と小売業者の買付価格には大きな開きがあり、運搬手段をもたない農家は貴重な換金作物を買いたたかかれている実態が確認された。

例：バナナ1房 マプト市内では1万2,000メティカル 買付価格は2,000メティカル

例：マプト市まで販売に出る場合、自動車賃が往復1万3,000メティカル、バナナ輸送費7,000メティカルの費用が必要でバナナの販売価格が約3万メティカルであること

から、現金収入は1万ティカル程度

3) 農産物加工の状況について

ロウマール加工場(ジュース・ジャムの国内唯一の大型加工場)については、1948年から柑橘類やオレンジを活用したジュースとジャムを製造している。

原料の調達については、独立以前は国内の3か所(オンドローゼ、マニサ、マニカ地区)から原料を仕入れていたが、独立後のモ国では、農産物の良い物は第一に輸出、第二に国内食料として、第三に加工用として流通しており、現在の状況では品質の悪い物しか手に入らない状況であり、現在は全量南アからの輸入に頼っている。

原料はインナンバナ(柑橘類の一種と思われる)とタンジェリン、単価は20リットル当たり2万メティカルである。

現在、ロマール工場は、モ国内のマニカ地区とマプト市内の2か所に工場をもち、それぞれ158人と35人の従業員を抱えている。

販売方法としては、容器に詰めて販売したのでは外国産との競争に勝てないため、容器詰めは行わず病院や学校等に対する量り売り方式で販売している。

今後の展開方向としては、マニサ地区で生産されるバナナについては加工業者として関心があり、バナナチップ等を作ればとの思いもあるが、加工技術もないことから現在はあきらめている。

原料の国内調達についてオレンジは以前も国内で栽培していたので将来的に無理ではないと思われるが、国内生産力が増加し流通の形態が改善されない限り、国内調達は考えられていない。

これらのことから、加工産業振興による定住化対策については、今しばらく時間が必要であり、モ国内の生産力が回復した段階での課題になる考えられる。

(4) 生産組織の状況

1) 農家の組織化の状況

生産組織(アソシエーション)は、ムンゲイネ村と隣接するマルアナ村に居住する農家で構成され、組織数は19組織(連合を含めると20組織)が確認された。構成世帯については2,246家族の代表者から構成されており、1家族が8~10人とするとムンゲイネ地域の人口は1万6,000人程度と推測される。

2) 生産組織が成立した経緯

地元住民の話では「農民であり、目的が同じ人同士が組織化し、排水作業やトラクター作業等を共同で行っている。」とのことだが、組織化した実質的な理由としては、

- a. 土地の使用収益権を登記するための手続きに必要な事務の簡素化と費用の削減が可能

であること

b. 生産組織が所有しているトラクター等の機械を利用できることが最大の理由と考えられる。

3) 組織への参加方法

農業を営んでいて参加希望があれば加入できるようだが、参加しようとする組織の管轄する土地の面積により、それぞれ定員があるように見受けられる。ある組織の長は「私の組合は、まだあと3人分ぐらいの受入れ(農地の確保)は可能」との回答もあった。ただし、新たな定住者の受入れキャパシティは全くないとは言えないものの、あまり大きくないように思われる。

4) 組織化の利点

組織化前には、土地の利用権はもっていても労働力不足等から十分な管理ができず、他人に無断で所有地に侵入され紛争が起きたこともあった。組織化後は管理の徹底が図られ、土地を巡る紛争はほとんどなくなっている。

5) 組織化の問題点

- a. ドナーからの援助が組織に対する援助に片寄り、機械の修理等を行う人に対する直接的な技術支援等が行われないため、メンテナンスが行き届いていない。
- b. ドナーから提供された共用機械の利用規定や管理・運用方法に関する支援が行われなかったことから、管理者や利用料金の設定、徴収システム等がなく、メンテナンスが不可能となっている。

現在は、組織の成長とともに耕作、育種に関するサービスの運営管理体制が確立され始めている。

6) 共同組織での意思決定の方法

対象地区にある19組織の上に、これらの組織を束ねる連合組織(ユニオン)があり、この組織では全体集会、管理運営委員会、運営委員会を監視するコントロール委員会が存在する。

重大な課題がある場合は全体集会で最終意思決定がされるが、通常の場合は19組織の会長から構成される管理運営委員会が組織の意思を決定しているように思われる。この管理運営委員会は、会長、副会長3名、会計の計5名で運営を行っている。

(5) 農業普及の概要

1) 人材育成機関の状況

a) ボアネ農業研究所

モ国における農業関係の人材養成施設として、マプト市の南約40キロメートルのボア

ネ市に、ボアネ農業研究所があり、全国から入学希望者を受け入れている。

この研究所は、小学校5年、中学校3年、農業基礎教育3年を経た者が、4か年の高等教育を受けるために進級する施設である。

また、ボアネ農業研究所には、同一敷地内にウンベドゥゼ農業学校が併設されており、農業基礎教育（初等）に当たり、ボアネ農業研究所がその上級機関に当たる。

ウンベドゥゼ農業学校は、既に教員として働いている人の農業の基本的な技術の再教育施設としての役割を果たしている。また、ボアネ農業研究所は、接ぎ木や共同利用農機具の操作等、農業学校よりも高度な教育が行われているようである。

b) 教員数及び生徒数について

研究所の現状は以下に示すとおりである。これまで生徒数には女性枠が割り当てられていたが、農業労働力の中心が女性となっている実態を背景に女性の重要性がクローズアップされてきており、同研究所では今後この枠を大幅に拡大する方向で検討中である。

表3-4 ボアネ農業研究所の概要

(単位：人)

施設名	教員数	入学者数	卒業者数	学生数	(定員数)	うち女性 (定員枠)	
ボアネ農業研究所	35	60~70	50~60	264	(300)	45	(50)
ウンベドゥゼ農業学校	27	50	30	142	不明	不明	不明

c) 入学条件等について

1999年以降の入学費用は年間150万メティカルであるが、職をもっている人は、その収入に応じて入学費が変更されるようである。

また、奨学金制度については以前はあったようだが、現在はなく、入学したい本人がNGO等に支援を取り付ける形となっている。

d) ボアネ農業研究所の運営内容について

国から教職員の給与は出ているが極めて少額であり、その他の運営経費については、研究所内で耕作された農作物（果樹ではバナナ、グアバ、マンゴー、グレープフルーツ、野菜ではトマト、ナス、ピーマン、コウベ、キュウリ、キャッサバ、タマネギ、マメ等を栽培している。以前はトウモロコシやジャガイモ、米等も栽培していたが、市場単価が安いことから栽培を中止している）の販売による収入で賄われている。

e) 研修内容及び待遇について

入学者は入学金を支払うだけで農業技術の研修に必要な長靴、ユニフォーム、クワ等

は支給され、4年間のうち3年6か月程度は通常カリキュラム(市場価格等の販売を優先した有利作物の試験栽培となっている)での授業であり、最終の6か月間は、本人の希望に応じ専門のカリキュラムに組み換えることも可能となっている。

f) ボアネ農業研究所の課題

以前は250ヘクタール程度の圃場があり、研究所の運営も比較的円滑であったが、近年国からの指示が急変し、研究所が使える圃場が95ヘクタールまで激減し、運営が厳しい状況となっている。

g) ボアネ農業研究所の卒業者の就職先等

- ・ 農業
- ・ 政府・行政組織
- ・ エクステーションワーカー
- ・ 農業経営の指導組織(クレジット会社、NGOからの資金援助のための組織化指導や資金管理担当、マーケティングコンサルタント等)
- ・ 研究所等の研究員・教員
- ・ 肥料・農薬の販売員(肥料・農薬の販売には資格が必要で、ボアネ農業研究所の卒業生にはその資格が与えられる)

h) ボアネ農業研究所での新たな動き

ボアネ農業研究所の教職員のなかには、数人でグループを組み、各地域ごとの農業事情や今後の有望品目等について、NGO等との連携も含めたコンサルタント業務を始めようとする動きもある。

2) 国や州政府からの支援の状況

a) マニサ郡(行政区)

マニサ郡には、国からの出先機関として農業や教育といった各局が存在するが、農業局には局長を含め6名の職員しかいない。

現在、この地区では大きなプロジェクトが進行していないため、この局長1人で農業・農村開発省の窓口として各局の担当を併任している。

他の5名の内訳は、営農担当1名、畜産担当4名であり、それぞれの業務は次のとおり。

- ・ 営農担当：種子の配布や優良種子の選択、新しい作物の栽培技術の指導、土地の配分に関する調整等
- ・ 畜産担当：家畜の各種ワクチンの接種や伝染病の予防、頭羽数の調査等

これらはマニサ郡の6地区全体を担当しているため、ムングイネ村の農家レベルでは、行政からの支援はほとんど受けていない状況である。

b) その他の支援の状況

ムングイネ村では労働省を通じて南アの支援によるプロジェクトが実施されていることから、労働省の所管するエクステーションワーカーが数名配置されており、農家に密着しつつ、プロジェクトの推進を図るシステムが存在している。生産の技術指導等はこのエクステーションワーカーが行っている。

3) 農業用器具及び機械の販売状況

ムングイネ村の人々に対するアンケート調査では、スキヤクワ、カマ、スコップ等の農業用器具が不足しているとの回答があり、その製造・販売状況について調査した。マプト市内に製造工場があるが、今回の調査ではその単価、種類、品揃え等は詳細に確認できなかった。

また、トラクター等機械販売及びメンテナンス機能について、販売会社を調査したが、マプト市周辺ではイギリス系メーカー 1 社しかなく、販売価格は非常に高額であり、一般の農家が入手できるような額ではない。販売状況は月に 1 ~ 2 台程度の販売で、主に外国系移住農家や企業、NGO 等が買っていくとのことであった。

また、メンテナンス体制については販売後 1 年間は保証期間が付いている。修理技術をもった技術者は 13 名程度おり、出張修理の場合、出張先までの交通費、部品代、技術料等が必要であるようだった。

3 - 3 - 6 地雷関連情報

内戦が激化した 1980 年代後半、マニサ郡内でも RENAMO (反政府側：モザンビーク民族抵抗運動) 軍の攻勢を阻止するため、国道 1 号線 (マプト - マニサ間) を最終防御線として、FRELIMO (政権側：モザンビーク解放戦線) 軍が展開し、両軍の散発的な戦闘が行われた。そのため、FRELIMO 軍は、軍事基地、国道、マニサ市及び鉄道駅周辺防衛のため、防御地雷 (敵の侵攻を阻止するため、独自で地雷を設置) を敷設した。

1992 年 10 月国連介入の和平合意の後、マニサ郡はマプト州の重要な物流交通及び農業生産地域であるため、最優先で地雷除去が行われたが、マニサ郡全域に敷設された地雷の完全除去には至っていない。図 3 - 10 のマニサ郡の地雷原マップを参照。

調査対象地域周辺での地雷・不発弾の情報に関して、RENAMO 軍が侵攻し拠点築いた地帯 (表 3 - 5 の No.3、国道より北西約 8km) では、地雷敷設より戦闘による不発弾残存の可能性が高いと思われる。

FRELIMO 軍が敷設した、国道 1 号線沿いマルアナ村周辺 (表 3 - 5 の No.1、No.2) での地雷及び不発弾は、近年完全除去が進み被災事故は報告されていない。

また、調査対象地域であるムングイネ村内には、地雷が敷設された情報 (地雷除去機構の集積)

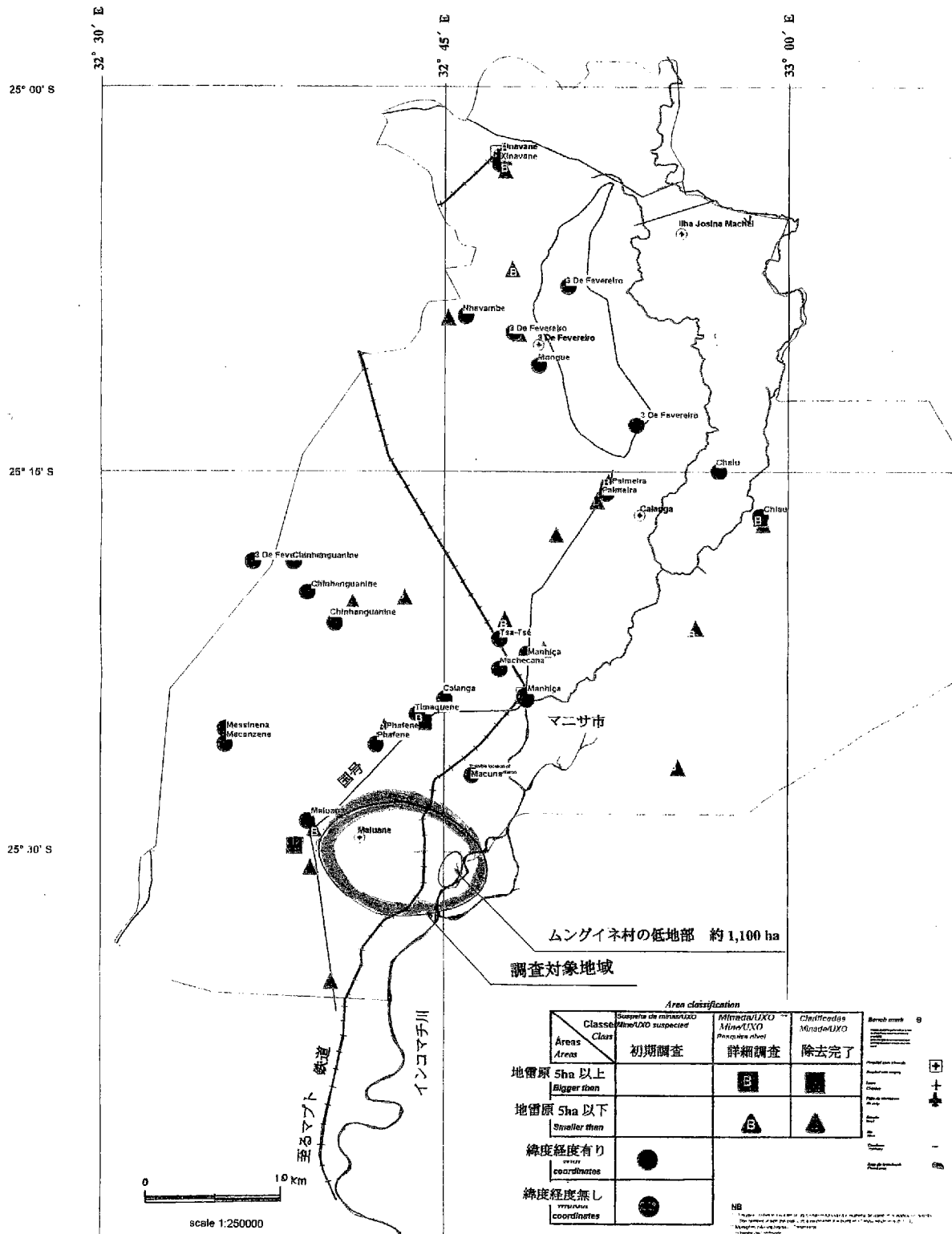
は皆無であり、村民も過去において地雷・不発弾による被災事故がないとのことである。したがって、本件調査対象地域であるムンゲイネ村では、地雷・不発弾が存在せず安全であることが確認できる。

地雷除去機構（IND）管理の地雷原調査報告（Mine Field Survey Report）による、国道1号線沿い・マルアナ村周辺での地雷敷設情報（1996年）は表3-5のとおり。図3-11の国道・マルアナ村周辺の地雷原詳細図を参照。

表3-5 国道・マルアナ村周辺での地雷位置

No.	場所	位置	調査 月日	調査 機関	敷設 時期	敷設軍隊	敷設規模	危険性
1	国道マルアナ村 付近東側	経 25° 29' 8.5" 経 32° 39' 19.4"	96/5/8	GPC	1987	FRELIMO	60×100m 防御地雷	低度
2	国道マルアナ村 付近東側	経 25° 28.8' 経 32° 39'	96/4/19	GPC	1987	FRELIMO	No Information	低度
3	国道より北西 約 8km	経 25° 25.2' 経 32° 36'	96/2/6	HALO TRUST	1988/89	RENAMO	No Information	不明

出所：地雷除去機構コンピュータセンター



INSTITUTO NACIONAL DE DESMINAGEM- DEPARTAMENTO DE ESTUDOS E OPERAÇÕES

図 3 - 10 マニサ地区の地雷原マップ

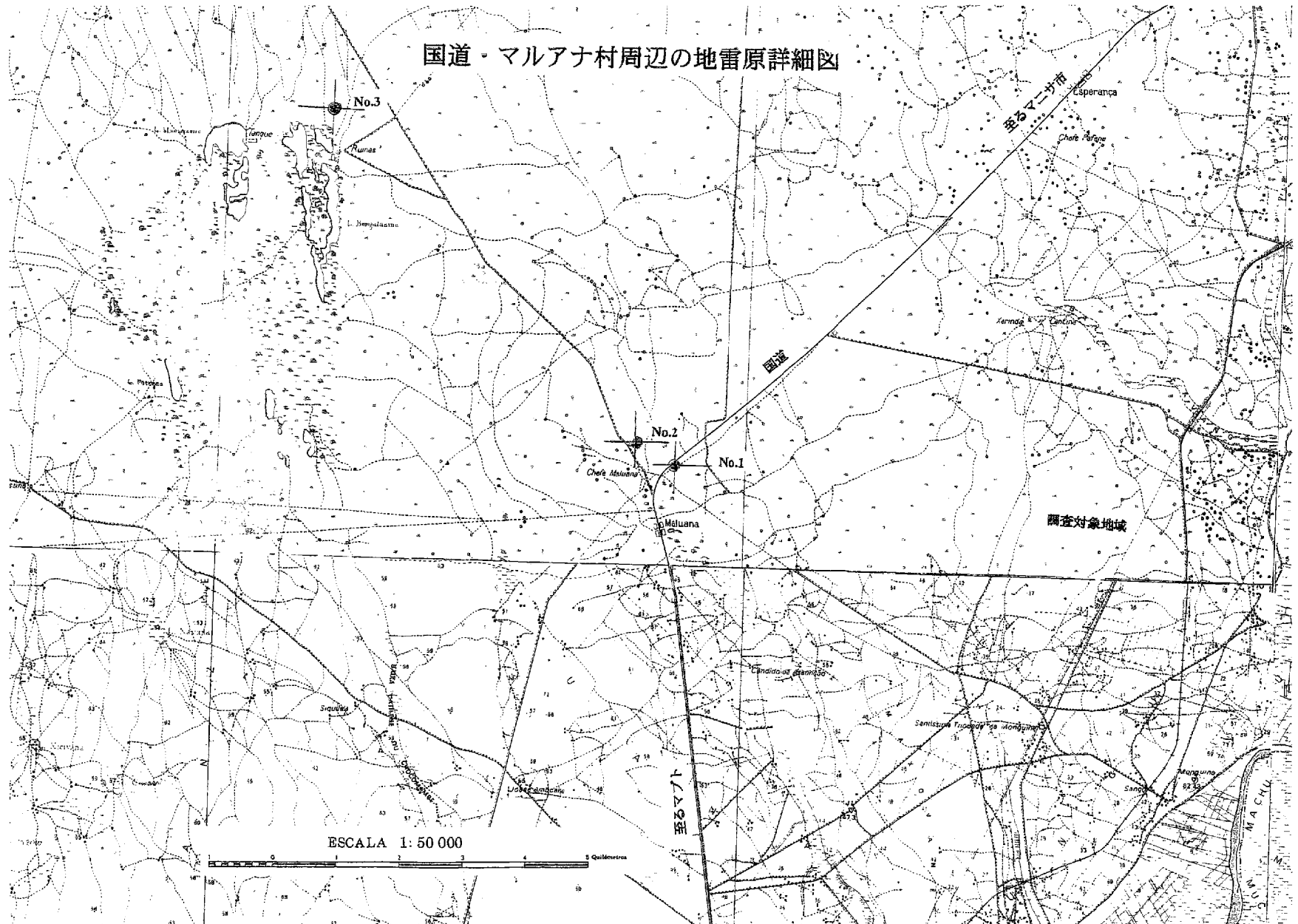


図3-11 国道・マルアナ村周辺の地雷原詳細図

